

タイム社 対 ヒル

(Time, Inc. v. Hill, 385 U.S. 374, 87 S. Ct. 534, 17 L. Ed. 2d 456 (1967))

No. 22.

伊 藤 博 文

合州国連邦最高裁判所
ニューヨーク州最高裁判所からの上訴

1966年4月27日弁論

1966年10月18-19日再弁論

1967年1月9日判決

概要：

被上訴人ヒルおよびその家族が、1952年、自宅で何人かの脱獄囚により人質に取られ、何ら暴行が行われることなく最終的には無傷で解放された。その後ヒル一家は引っ越し、そして被上訴人は、意図しない悪評を広い範囲にまで流布させたこの事件がこれ以上広まることのないように努力してきた。その後、人質事件を扱ったもので、かなりの暴力を描写した小説が現れ、更にこの小説は演劇となり、その舞台はいくつかの事件に依拠して演出された。上訴人の出版する雑誌、ライフ (Life) は、この演劇についての記事を出版し、この記事は、この演劇をヒル事件と結びつけ、演劇が事件の再現であり、以前ヒル一家が住んでいた家に設定された場面の写真を掲載した。被上訴人は、ライフ誌の記事が、この演劇がヒル事件を描いたものであるという間違った印象を故意に与えたと主張して、自らの名前や肖像を同意無く商業活動や宣伝目的で他人に用いられた者へ訴訟原

因を認めるニューヨーク州法に基づき、損害賠償を請求した。上訴人は、この記事は公の興味の対象に関するものであり、善意で出版されたものと主張した。事実審は、陪審に対し、この州法に基づく損害賠償責任を認めるためには、ライフ誌の記事が公刊されたのはニュースを配信するためではなくヒル事件を脚色化したものとして、その演劇を宣伝する目的または雑誌購読数を増やす目的で行われたかどうかを事実認定できるかどうかにかかっている、と説示した。同様に事実審は、もし陪審が、上訴人は故意または合理的な調査を怠ったことにより、誤ってヒル事件とこの演劇とを結び付けたと認定でき且つ無思慮または勝手気ままによりヒル氏の人権が無視されたのであったならば、個人的な害意は必要とせず、懲罰的賠償が認められると陪審に対し説示した。陪審は填補賠償と懲罰的賠償を認めた。控訴審においても賠償責任は認められたが、控訴裁判所は、填補賠償のみが認められるという損害額につい

ての再審理を命じた。そして州最高裁判所もこれを支持した。ニューヨーク州裁判所は、これまでこの州法を報道価値のある人物または事件の報道にのみ適用するように、適用範囲を制限してきた。そして、本件での再弁論以来、真実であることが完全な抗弁となることを明確にしてきた (Spahn v. Julian Messner, Inc., 18 N.Y. 2d 324, 221 N.E. 2d 543 (1966))。しかしながら、ニューヨーク州裁判所は、そのような報道記事が「脚色されたもの」であるときは、その州法による救済を認めてきた。

判示：

1. 表現の自由に対する憲法上の保護は、出版社が間違っていることを知っていた若しくは真実を無思慮にも無視して行動したという証明が無い限りは、報道に値する事柄を間違えて報道することを正すためにニューヨーク州法を適用することを認めてはいない。New York Times Co. v. Sullivan, 376 U.S. 254参照。

(a) もし「表現の自由が、『生き残っていくのに……必要な』『身動きできる余地』を持たなければならないとすれば (前掲判例271-272頁)」、ライフ誌の記事が取り上げたように、実在の事件と新しい演劇の始まりを結びつけてしまうといった、公が興味を持つ事柄についての間違った表現は不可避であり、全く悪気はないか単なる過失によるものならば、これは保護されなければならない。

(b) しかし表現の自由という憲法上の保障は、自らの本質的な機能を損なうことなく、計算尽くの間違いに対しては制裁を認めている。

2. 本件における証拠が、陪審の事実認定

は (1) 上訴人がヒル事件を不正確に描いたことが悪気のないもの若しくは単なる過失によるものであったのか、それとも (2) それは無思慮により真実と確認せず若しくは故意に間違えたかのいずれも認定できるものであったので、賠償責任を認める評決には、陪審が故意または無思慮による間違いを公刊されたライフ誌の記事中から認定できる場合のみを根拠とし得ることを、事実審が陪審に適切に説示しなかったことが、破棄事由となる誤りとなっている。

3. ニューヨーク州裁判所は、これまで一貫してこの州法が言論と出版の自由への侵害を避けるように解釈し続けてきているのであるから、たとえニューヨーク州裁判所が故意または無思慮により間違ったことを証明することなく賠償責任を課すようにこの州法を解釈したとしても、このニューヨーク州法が文言上違憲であるという申立は認められない。

15 N.Y. 2d 986, 207 N.E. 2d 604は、破棄差戻。

ハロルド・R・メディナ・ジュニアが上訴人側の訴訟原因を再弁論した。彼と共に、ビクター・M・アール III 世が書面で述べた。

リチャード・M・ニクソンは被上訴人側として、再弁論し書類を提出した。

ルイス・J・レフコヴィツ司法長官自ら、サミュエル・A・ヒルショウヴィツ第一副司法長官、そしてバリー・マホーニー並びにブレンダ・ソロフ副司法長官が、上訴棄却を主張し法廷助言者として、ニューヨーク州司法長官のために書類を提出した。

ブレナン判事が法廷意見を述べた。

本件における問題点は、ライフ誌が間違っ、新しい演劇は被上訴人とその家族が受けた体験を演じていると報道したとの主張に基づき被上訴人に損害賠償を認めるように、ニューヨーク州人権法¹⁾ 50及び51条をニューヨーク州裁判所が適用したことによって、雑誌ライフの発行者である上訴人は、言論と出版の自由という憲法上の保護を否定されたか否かである。

この記事は1955年2月ライフ誌に掲載された。記事は、「実在の犯罪が緊迫した劇を呼び起こす」と題されており、「脱獄囚により捕らわれた家族が受けた試練がブロードウェイに新しいスリラーをもたらす『必死の逃亡者』」と副題が付けられていた。この記事の文章は以下のものであった。

「3年前、国内至るところでアメリカ国民は、フィラデルフィア市郊外の自宅で3

人の脱獄囚によって監禁されたジェームス・ヒル一家の絶望的なまでの厳しい試練について知った。後に、アメリカ国民は、この家族の体験をヒントにした、ジョゼフ・ヘイズ氏の小説『必死の逃亡者』において、この事件を読み知ることとなった。今、アメリカ国民は、この小説に基づき、ヘイズ氏がブロードウェイ演劇で再現する物語を見ることができるのである。そして来年には、氏の映画でそれを見ることとなろう。しかしこの映画は今まさに映画化される場所であるが、この演劇の成功度を見極めるまでは棚上げされているのである。」

「ロバート・モンゴメリーが演出し自ら巧みに演じているこの演劇は、危機的状況のなかで家族がどのようにヒロイズムへと立ち上がっていったかを、ハラハラさせるように描写している。ライフ誌は、フィラデルフィア市での演劇試演の間に写真を撮影し、何人かの役者を実際にヒル一家が立て籠もられた家へと連れて行った。次頁では、その演劇の場面で犯行の行われた場所で再現されていた。」

1) ニューヨーク州人権法50-51条の全文は以下の通りである。

第50条 プライバシー権

広告目的、または商業的目的で、事前に書面による許諾を得ることなく、未成年者の場合は親もしくは保護者の同意を得ることなく、個人の名前、肖像、写真を使用する者、会社または組織は、軽罪に処せられる。

第51条 差止請求および損害賠償を求める訴訟

この州において、事前に書面で以下の使用許諾を得ることなく、自らの名前、肖像、写真を、広告目的または商業的目的で、使用された者は、この名前、肖像、写真を使用する者、会社または組織に対して、こうした使用を防止し差止めるように、エクイティ上の訴をこの州の一般的管轄裁判所に提起することができる。そしてこの者は、訴訟を提起しそのような使用により被った損害に対する賠償を得ることができ、かつ被告が故意に個人の名前、肖像、写真を、項の最終セクションで禁止された方法または不法と言明されている方法で使用した場合、陪審は自らの判断により、懲罰的賠償を課することができる。ただし、この法には、職業として写真撮影を行ういかなる者、会社、組織が、描写の対象となった者から書面による異議が出された後でも、こうした者、会社、組織が、自らの事業所が作成した作品の見本を展示することを止めない限りは、こうした行為を禁ずるよう、この法が解釈されることは想定していない。この法には、いかなる者、会社、組織が、製造業者もしくは販売者が自らの名前、肖像、写真を用いて販売もしくは扱った品物、商品、製品と関連付けるために、この製造業者もしくは販売者の名前、肖像、写真を使用させないように、この法が解釈されることを想定していない。また、著者、作曲家、芸術家の名前、肖像、写真、その者が自らの名前、肖像、写真を関連づけて販売もしくは扱った文学的、音楽的、芸術的作品と関連づけることに使用することを禁ずるよう、この法が解釈されることを想定していない。

2頁に亘る写真の中には、「けだもののような脱獄囚」と題され、一人の脱獄囚によって「虐待」されている息子を演じた場面、「勇気ある少女」と題され、脱獄囚に拳銃を落とさせようと手に噛みついている娘を演じた場面、そして家族を救うための「勇敢な挑戦」が失敗した後にドア越しに拳銃を投げつける父親を演じた一場面があった。

この記事の中で述べられているジェームス・ヒルが、本件被上訴人である。彼と妻そして5人の子供たちは、1952年9月11～12日ペンシルバニア州ホワイトマッシュ郊外にある自宅で19時間も3人の脱獄囚によって人質に取られた後、心ならずも、一面に載るようなニュース記事の対象となってしまった。一家は怪我をすることなく解放された。脱獄囚たちが去った後の報道記者とのインタビューにおいて、被上訴人は、脱獄囚たちは一家を丁寧に扱い、危害を加えることなく、暴力はまったくなかった、と強調した。この後、脱獄囚たちは警察の広域捜査網により逮捕され、2人は射殺されるという結果となった。この後まもなく、一家はコネチカットへ移り住んだ。被上訴人は、雑誌記事やテレビ出演といった、一家を公の場に出し続けさせようとするあらゆる圧力を阻止した。

1953年春、ジョゼフ・ヘイズの小説『必死の逃亡者』が出版された。物語は、郊外の自宅で3人の脱獄囚によって人質に取られた4人の家族の体験を描写していた。しかしヒル一家の体験とは異なり、物語の中の家族は、脱獄囚の手によって暴行を受けた。父と息子は殴られ、娘は言葉によ

る性的陵辱にさらされた。

この本は演劇化され、『必死の逃亡者』と題され、そしてこれが、被上訴人が訴の対象としている演劇についてのライフ誌記事となっている。被告側の知る限りでは「……間違いであり真実ではない」演劇がヒル一家の体験を写し出しているという印象を与えようとライフ誌の記事は意図していた、また事実与えたと主張して、訴状は、ライフ誌の記事に対して州法50および51条に基づく損害賠償を求めている。上訴人は抗弁として、記事は出版当時「報道すべき正当な題材の一つ」であり、「公の興味の対象であり、一般大衆が価値を認め関心のあるもの」であり、記事は「いかなる悪意も無く善意で出版した……」ものであると主張した。実質的にこれらの理由から、訴え却下の申立が結審段階で出され、これは事実審裁判官により、陪審に示された証拠はこの記事の真実性を疑うに足りるものであるという理由から、認められなかった。

陪審は上訴人に対し50,000ドルの填補賠償と25,000ドルの懲罰的賠償を認めた。控訴審であるニューヨーク州裁判所上訴部は、損害賠償額について新たな審理を求めたが、賠償責任を認める陪審の評決は支持した。州裁判所上訴部は賠償責任について次のように述べた。

「この演劇は脚色化されたものであるにもかかわらず、ライフ誌の記事は、演劇がヒル一家の体験を再現したもののよう描写した。これは演劇へのさらなる関心を喚起し宣伝するためになされたことであり、同様に現在および将来の購読数を増やすた

めに行われたことであると結論づけざるを得ない。この記事がニュースの単なる配信であると特徴づけることもできないし、一般大衆が持つ若しくは持つのが当然の興味であり報道価値のある正当な情報を提供するための努力であるとも特徴づけられないことは明白である。」18 App. Div. 2d 485, 489頁, 240 N.Y. S. 2d 286, 290頁。

損害賠償額についての事実審再審理で、陪審による判断は行わず、裁判所が、懲罰的賠償を認めず30,000ドルの填補賠償を認めると判示した²⁾。

ニューヨーク州最高裁判所では「州裁判所上訴部の多数意見と賛成意見」に同意して州裁判所上訴部判決が支持され、2人の裁判官が反対した。15 N.Y. 2d 986, 207 N.E. 2d 604。当法廷は、言論と表現の自由という重大な憲法問題を考慮する上訴の可能な裁判管轄を述べている。382 U.S. 936。前開期での口頭弁論の後、本件は再弁論のために審理予定表に戻された。384 U.S. 995。当法廷は、この法廷意見と相反することのない審理が行われるよう、ニューヨーク州最高裁判所に、事件を破棄差戻する。

I

再弁論以来、当法廷は、この州法をニューヨーク州最高裁判所がどのように解釈した

かを理解するのに大いに役立つ、州最高裁判所の意見という有利なものを持っている。それは、Spahn v. Julian Messner, Inc., 18 N.Y. 2d 324, 221 N.E. 2d 543 (1966) に対するキーティング裁判官の意見である。この州法は、1902年州最高裁判所のRoberson v. Rochester Folding Box Co., 171 N.Y. 538, 64 N.E. 442判決の後、1903年に制定された。Roberson判決は、原告の同意なしに原告の写真を小麦粉袋に装飾したことについて、被告を相手取っての訴訟であった。それは、

「人は望むのならば、自らの写真を公開されることなく、……自らの特異さをちらしや、配布物、カタログ、定期行物、新聞で取り上げられないで、この世を生きっていくという権利をもっているという主張」171 N.Y., 544頁, 64 N.E., 443頁。

であると州最高裁判所が定義した、「プライバシー権」への侵害に基づくものであった。この裁判所は、1890年に公表された「プライバシーの権利」(4 Harv. L. Rev. 193)と題されたウォーレン・ブランダイスの有名な論文までへと理論を辿っている³⁾。しかし、州最高裁判所はコモン・ロー上、そのような権利の存在は否定したが、

「立法府ならば、身勝手な目的から写真を用いるとか同意も得ないで宣伝広告目的で他人の名前を用いることは許されないと、

2) 当初は、被上訴人の妻も訴訟に参加していた。そして75,000ドルの填補賠償と25,000ドルの懲罰的賠償を陪審により認められた。しかし、この訴訟は、後に上訴人本人の訴訟だけで行われることとなったので、却下される前に訴訟上の合意により取り下げられたようである。

3) この「権利」について種々の様相が多くの議論の題材となっている。たとえば、以下の論文参照。Beane, The Constitutional Right to Privacy in the Supreme Court, 1962 Sup. Ct. Rev. 212; Prosser, Privacy, 48 Calif. L. Rev. 383 (1960); Westin, Science, Privacy, and Freedom: Issues and Proposals for the 1970's (Part I), 66 Col. L. Rev. 1003 (1966); Feinberg, Recent Developments in the Law of Privacy, 48 Col. L. Rev. 713, 717-726頁 (1948)。最近の論文を集めたものとしては、

随意に規定でき又うまく仲裁できるであろう。」171 N.Y., 545頁, 64 N.E., 443頁.

立法府は、この見解に応じて、50-51条を制定した。

「プライバシー権」という言葉は、州法50-51条の表題となっているが、この用語は州法の文言上はどこにも出てこない。その州法の文言は、*Roberson* 判決に含まれた種類の行為のみを禁止している。つまり、宣伝広告とか商品販売促進のために、同意無くして、他人の名前、肖像、写真を用いたり流用するという行為である⁴⁾。この限られた範囲で州法を適用することは、言論出版の自由に対する憲法上の保護を侵すという別の問題を提起するであろう。*Valentine v. Chrestensen*, 316 U.S. 52判決と *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254判決、265-266頁を対比せよ。

しかしながら、ニューヨーク州裁判所は、この州法をよりずっと広く適用するように解釈してきた。*Spahn* 判決で、州最高裁判所は、

「1903年にこの州法が制定されて以来何年もの間、この州法の社会的妥当性、救済的性格が、あらゆる目的に合致するような自由な解釈をもたらすように導いてきた……。」18 N.Y. 2d, 327頁, 221 N.E. 2d, 544頁.

特に、いくつかの状況においては、本人の同意なしに人々の名前、写真、肖像を公開する出版業界と通信メディアに対する救済手段を認めるものとして判断されてきている。しかしながら、そのような法適用は、言論出版に対する憲法上の保護と対立する重要な問題を引き起こすという事実を鑑み、この州法に基づく判決は、この州法の適用を制限する傾向があった⁵⁾。

「書かれた言葉とか写真が含まれているということを常に念頭において、思想、アイデア、報道する価値のある事件、公が興味を持つ事柄を自由に報道させることとの衝突を避けるため、裁判所はこの州法に、例外と規制とを州法解釈に埋め込ませてきた。」同判決、18 N.Y. 2d, 328頁, 221 N.E. 2d, 544-545頁.

上訴人側弁護士が再弁論で議論するよう

↗ 31 *Law & Contemp. Prob.* 251-435頁 (1966). 政府による権利侵害に対する憲法上の保障という主張にはあまり関連性を持たないが、社会における私的部門での権利侵害行為と戦うための差止命令による救済または損害賠償を求める訴訟を起こす権利については、*Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. 479参照。

4) ユタ州の制定法はニューヨーク州のこの制定法を範としており、ニューヨーク州裁判所の初期の判例に従っており、ユタ州最高裁判所は、その制定法を *Donahue v. Warner Bros. Pictures Dist. Corp.*, 2 Utah 2d 256, 272 P.2d 177 (1954) 判決のような場合のみに訴権が認められると解釈している。

5) 例えば以下参照。 *Sidis v. F-R Pub. Corp.*, 113 F. 2d 806 (C.A. 2d Cir.), *cert. denied*, 311 U.S. 711 (1940); *Sweenek v. Pathe News, Inc.*, 16 F. Supp. 746 (D.C.E.D.N.Y. 1936); *Gautier v. Pro-Football, Inc.*, 278 App. Div. 431, 106 N.Y.S. 2d 553 (1951), *aff'd*, 304 N.Y. 354, 107 N.E. 2d 485 (1952); *Molony v. Boy Comics Pubs., Inc.*, 277 App. Div. 166, 98 N.Y.S. 2d 119 (1950); *Humiston v. Universal Film Mfg. Co.*, 189 App. Div. 467, 178 N.Y. Supp. 752 (1919); *Colyer v. Richard K. Fox Pub. Co.*, 162 App. Div. 297, 146 N.Y. Supp. 999 (1914); *Koussevitzky v. Allen, Towne & Health, Inc.*, 188 Misc. 479, 68 N.Y.S. 2d 779, *aff'd*, 272 App. Div. 759, 69 N.Y.S. 2d 432 (1947); *Lahiri v. Daily Mirror, Inc.*, 162 Misc. 776, 295 N.Y. Supp. 382 (1937).

に求めた質問の観点からすれば⁶⁾、州最高裁判所が *Spahn* 判決の意見中で、この州法に依拠し、報道価値のある人物とか事件の報道記事に基づいた訴訟においては、真実が完全なる抗弁となることを明確にしたということが特に関連してこよう。この法廷意見は次のように述べている。「報道価値のある人物と事件について事実に基づいて報告することは、公の関心事であり保

護される。」18 N.Y. 2d, 328頁, 221 N.E. 2d, 545頁⁷⁾。したがって、真実が抗弁とならないならば起きるであろう憲法上の問題とは関連がない。Garrison v. Louisiana, 379 U.S. 64, 72-75頁参照。

しかし、ニューヨーク州法が報道価値のある人物の「プライバシー」に対して「ほとんど保護できない」としても、「その人

6) 「再弁論について、弁護側は書面と口頭弁論において、他の問題に加えて、以下の問題を議論するように要求された。

(1) 報道に値する事柄を事実即して公表することが、このニューヨーク州法上、裁判所解釈によるか文面上、訴えることが可能となるのか。もしそうなら、上訴人はこの州制定法の解釈について争う当事者適格を持つか。

(2) ニューヨーク州最高裁判所の法廷意見は、上訴部の同意意見の以下の部分を採用していると読むべきか。

「『しかしながら、もし報道に値する事柄が、ニュースを配信する目的ではなく、購読数を増やすためだけに、公開されたと明確に示されたならば、51条から免責される合理的根拠はもはや存在せず、免責規定は適用されるべきではない。そのような状況において、個人の名前を使用する特権は、たとえ事件の本当の報道がなされたとしても、認められない。その報道がセンセーショナルで脚色化された時は、言うまでもないことである。』」384 U.S. 995.

7) 報道に値する人物と事件に対する制限は、当然のこととして、「暴露は、みだらという社会的観念に反するように、被害者の立場からすれば、なれなれしく是認できないものであろう」場合に、損害賠償を認めるように、この制定法を解釈することを排除するものではない。Sidis v. F-R Pub. Corp., 113 F. 2d 806, 809 (C. A. 2d Cir.), cert. denied, 311 U.S. 711 (1940). 以下を比較参照。Garner v. Triangle Pubs., Inc., 97 F. Supp. 546, 550頁 (D.C. S.D.N.Y. 1951), 『リステイトメント・不法行為』867頁コメント d (1939年), 同書, 具体例6参照。この事案は、報道に値するような事柄を事実即して出版したことが、憲法上禁止され得るか否かの問題は呈示していない。

「プライバシーの権利」は、コロンビア特別区と30州において、コモン・ロー上認められてきており、4州では制定法上認められてきている。プロッセー『不法行為法 第3版』(1964年) 831-832頁参照。しかしながら、カルバン教授は以下のように指摘している。報道機関が、事実即してはいるが個人の私的な仔細であることを一般に公開し、これによりその個人は感情的な動転を受け、この報道機関を相手取って起こした訴訟を、ウォーレンとブランドイスが支持して以来、

「公の関心事をニュースにするという重大な特権があるということが認められてきた。……私にとって、問題と思えるのは、この特権を主張することが、実質的にその不法行為を飲み込んでしまうほど圧倒的なものであるかどうかである。この特権の主張と対峙した後、あまりにも過大評価されているこの新しい権利の一体何が残されるのであろうか。」

Kalven, "Privacy in Tort Law - Were Warren and Brandeis Wrong?" 31 Law & Contemp. Prob. 326, 335-336頁 (1966). 報道機関が公の関心事を公表する権利に「プライバシーの権利」は屈すると判示した州の代表的な判決は以下のものである。Afro-American Pub. Co. v. Jaffe, 125 U.S. App. D.C. 70, 366 F. 2d 649 (1966); Wagner v. Fawcett Pubs., 307 F. 2d 409 (C. A. 7th Cir. 1962); Jenkins v. Dell Pub. Co., 251 F. 2d 447 (C. A. 3d Cir. 1958); Elmhurst v. Pearson, 80 U.S. App. D.C. 372, 153 F. 2d 467 (1946); Thompson v. Curtis Pub. Co., 193 F. 2d 953 (C. A. 3d Cir. 1952); Samuel v. Curtis Pub. Co., 122 F. Supp. 327 (D.C.N.D. Cal. 1954); Miller v. N.B.C., 157 F. Supp. 240 (D.C. Del. 1957); Berg v. Minneapolis Star & Tribune Co., 79 F. Supp. 957 (D.C. Minn. 1948); Smith v. Doss, 251 Ala. 250, 37 So. 2d 118 (1948); Smith v. Suratt, 7 Alaska 416 (1926); Metter v. Los Angeles Examiner, 35 Cal. App. 2d 304, 95 P. 2d 491 (1939); Barbieri v. News-Journal Co., ___ Del. ___, 189 A. 2d 773 (1963); Jacova v. Southern Radio & T. V. Co., 83 So. 2d 34 (Fla. 1955); ↗

物が、自ら好んで若しくは不本意にそのような人物となっている、のいずれにせよ⁸⁾、その者の名前、写真、肖像が「脚色された」報道や記事の対象とされた場合、この州法はその者に訴える権利を認める。⁹⁾ *Spahn* 判決はこの区別を指摘している。*Spahn* 判決は、この州法に基づき、著名なプロ野球投手ウォレン・スパーンによって起こされた訴訟であった。彼の人生の一代記であると称するものを許諾無く出版したことに對して、スパーンは出版差止と

損害賠償を請求した。事実審の裁判官は

「その本はウォレン・スパーンの個人的で私的な生活の領域を公にしており、不正確で歪められ、かなりのパーセンテージを占める大部分が、事実的に間違っており、歪曲された、脚色された文章から成っていることを訴訟記録がはっきりと示している」と判示した。43 Misc. 2d 219, 232頁, 250 N.Y. S. 2d 529, 542頁。

州最高裁判所は、このような状況におい

↗ *Waters v. Fleetwood*, 212 Ga. 161, 91 S. E. 2d 344 (1956); *Buzinski v. Do-All Co.*, 31 Ill. App. 2d 191, 175 N.E. 2d 577 (1961); *Jones v. Herald Post Co.*, 230 Ky. 227, 18 S.W. 2d 972 (1929); *Kelley v. Post Pub. Co.*, 327 Mass. 275, 98 N.E. 2d 286 (1951); *Martin v. Dorton*, 210 Miss. 668, 50 So. 2d 391 (1951); *Hubbard v. Journal Pub. Co.*, 69 N.M. 473, 368 P. 2d 147 (1962); *Schnabel v. Meredith*, 378 Pa. 609, 107 A. 2d 860 (1954); *Meetze v. Associated Press*, 230 S.C. 330, 95 S.E. 2d 606 (1956); *Truxes v. Kenco Enterprises*, 80 S.D. 104, 119 N.W. 2d 914 (1963). 『リステイトメント・不法行為』867頁コメント d (1939) 参照。

8) 「この制定法に対する最もわかりやすい例外は、自ら選択したか不本意で成ったにせよ公人は、公にするための詮索の光線が当てられ、正当な公の関心とのバランスを考慮しつつ、法は公人のプライバシーにほとんど保護を与えないというルールである。」前掲 *Spahn* 判決328頁, 221 N.E. 2d, 545頁。

9) *Binns v. Vitagraph Co.*, 210 N.Y. 51, 103 N.E. 1108 (1913); *Youssouppoff v. Columbia Broadcasting System, Inc.*, 19 App. Div. 2d 865, 244 N.Y.S. 2d 1 (1963); *Sutton v. Hearst Corp.*, 277 App. Div. 155, 98 N.Y.S. 2d 233 (1950); *Koussevitzky v. Allen, Towne & Health, Inc.*, 188 Misc. 479, 68 N.Y.S. 2d 779, *aff'd* 272 App. Div. 759, 69 N.Y.S. 2d 432 (1947); *Lahiri v. Daily Mirror, Inc.*, 162 Misc. 776, 295 N.Y. Supp. 382 (1937). 制定法が無い場合は「脚色化」の原理が適用されてきた。たとえば以下参照, *Leverton v. Curtis Pub. Co.*, 192 F. 2d 974 (C.A. 3d Cir. 1951); *Hazlitt v. Fawcett Pubs.*, 116 F. Supp. 538 (D.C. Conn. 1953); *Garner v. Triangle Pubs., Inc.*, 97 F. Supp. 546 (D.C.S.D.N.Y. 1951). 評釈者達は、事柄の間違いを注視する、これら「プライバシー」事件における保護法益を、風評に対する侵害である名誉毀損事件における保護法益に喩えてきた。以下参照, *Prosser, Privacy*, 48 Calif.L.Rev. 383, 398-401頁 (1960); *Wade, Defamation and the Right of Privacy*, 15 Vand. L. Rev. 1093 (1962). 別意見として以下参照, *Bloustein, Privacy As An Aspect of Human Dignity: An Answer to Dean Prosser*, 39 N.Y.U.L. Rev. 962, 991-993頁 (1964). 多くの「プライバシー権」事件は、実際は「特別事情による文書名誉毀損」訴訟として提起されてきており、幾つかはその両者を根拠として提起されている。たとえば以下参照, 前掲 *Hazlitt v. Fawcett Pubs.* 判決; *Freeman v. Busch Jewelry Co.*, 98 F. Supp. 963 (D.C.N.D. Ga. 1951); *Peay v. Curtis Pub. Co.*, 78 F. Supp. 305 (D.C.D.C. 1948); *Foster-Milburn Co. v. Chinn*, 134 Ky. 424, 120 S.W. 364 (1909). いつも「プライバシー権」という言葉で考慮しているわけではないが、文書による名誉毀損事件は、間違った事柄でもって公に曝されることを問題とし、填補される第一の損害は、風評損害である。風評損害もプライバシー侵害による損害を発生させる一要素ではあるが、「プライバシー権」事件においては、第一の損害は、公衆の面前に曝されたことから生ずる精神的苦痛である。上記, *Wade* 1124頁参照。それ以上に、*Spahn* 判決で示されたように、公表された事柄は、文面上名誉毀損になるものである必要はなく、称賛に値するようなものであり得て、損害賠償をも保証するものである。今日の当法廷の判断は、公の関心事を公表することに関連した「特別事情による文書名誉毀損」訴訟もしくは原告が公務員でない場合の文書による名誉毀損訴訟で論点となる憲法上の問題を判断したと理解されるべきではない。ましてや当法廷は、例えば電氣的な聴音装置を用いることで、保護された場所へ違法に侵入することにより得られた事柄を公開することを処罰する州権力を合州国憲法が制限しているか否かについての何らかの考えを暗示しているのではない。

では、この本の出版は、ニューヨーク州人権法51条により差し止められ、この制定法に盛り込まれている、報道価値のある事件に対する例外と制限の範囲内にはないという判断を支持した。州最高裁判所は次のように述べた。

「しかし、プライバシーと『パーソナリティー』とを混同するのは間違いであり、たしかに一定の時間または一定の状況では認められないこともあるが、プライバシーは永遠に保護されないままのものであると推論するのも間違いである。……よって、ここでの原告ウォレン・スパーンは、公的人物であり、そして彼のプロとしての経歴に関する限りでは、彼は実質的にプライバシー権を持たないと言うのが適切であろう。しかしながら、このことは、彼という『パーソナリティー』が、脚色化され得たり、また脚色化されたものとして、許諾を得ていない伝記という媒体を介して、被告の商業的利益獲得のために利用され得る、と言うことではない。」前掲 *Spahn* 判決、328頁、221 N.E. 2d, 545頁。

審理中の本件が陪審に付された時、被上訴人も、自らの人質体験に関しては「実質的にはプライバシーの権利を持たない」報道価値のある人物と見なされていたが、この体験が「脚色されたものであり」そして「被告の商業的利益のために利用された」限りにおいては、訴が認められるのである。*Spahn* 判決の法廷意見は「脚色されたことが本件の論点の核心となっている。」と述べている。18 N.Y. 2d, 328頁、221 N.E. 2d, 545頁。

さらに法廷意見は、「状況が変われば正確な」報道記事「中で些細な間違いを指摘

することが」「脚色化」の証明にはならない、と述べている。具体的かつ実質的な歪曲が試金石となる。しかしながら、歪曲があることを知っていたという証明もしくは記事が無思慮な真実無視により作られた、のいずれかも、必要とされるかについて明らかではない。*New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254判決において、当法廷は、公務員の為した行為を批判することに対して、公務員が起す名誉毀損訴訟において損害賠償を認める州権限を合州国憲法が制限すると判示した。現実の害意——その出版報道は間違いであるか無思慮な真実無視によるものであることを知っていること——が主張し証明されない限り、事実の間違い、公務員の風評を毀損するような内容、若しくはこの両者では、損害賠償責任認定には不十分である。*Spahn* 判決の法廷意見は、この事件の被告が実質的に脚色化された伝記を出版したことに対しこの州制定法を適用することは、憲法上の保障に抵触するであろうという主張を被告が行う根拠として、*New York Times* 判決に依拠していることを、明白にしている。州最高裁判所は、*New York Times* 判決は適用されないと判示している。州最高裁判所は、公務員とか公務員の行為を扱ったのではないという理由から、*Spahn* 判決とは区別した後、

「健全な統治管理を行うのに必要とされ欠くことのできない言論の自由とは、一個人が或る人物についての脚色された一代記を出版しようと試みることは全く異なるものである。後者が出版されることを保護することによって、何ら法益は保護されない。当裁判所は、この観点において憲法上の疑義を見いださない。」と述べている。

18 N.Y. 2d, 329頁, 221 N.E. 2d, 546頁.

仮に、このことは、故意または無思慮による間違いがあったという立証が、これらの事案においてこの州法を適用することが合憲であるためには欠くことができないと意味することとなるならば、当法廷は州最高裁判所に同意はできない¹⁰⁾。当法廷は、被告は報道が間違っていることを知りながら又は真実を無思慮により無視したことにより報道を行ったという証明が無い場合、公の関心事という事柄を間違って報道したことが救済されるためには、このニューヨーク州法が適用されることを、言論出版の自由についての憲法上の保障規定が認めない、と考える。

言論出版の自由の保障は、健全な統治には欠くことのできないものであるが、公の問題に関する政治的発言やコメントの逃げ込み場所ではない。私人も公人も人前に露呈させてしまうような広範に亘る報道記事をよく理解するためには、人は新聞や雑誌を入手するだけでよい。程度の差こそあれ、自らを他人に曝すことは、文明化した社会での生活に附随するものである。このように公然に曝されるかもしれないという危険性は、言論及び出版の自由に第一義を置く社会では、生活において避け得ない問題である。

「議論の自由、もしこれが我が国においてその歴史的な機能を果たすのであれば、議論の自由には、社会構成員がその時代の要

請に対処することを可能とするに十分な情報に関するあらゆる問題点が包摂されていなければならない。」*Thornhill v. Alabama*, 310 U.S. 88, 102頁.

「合州国憲法上保護される言論及び出版の自由は、表現されることを求めているアイディアの適宜性と重要性に反比例するという考えは、合州国憲法に見いだすことはできない。」*Bridges v. California*, 314 U.S. 252, 269頁.

当法廷は、実際に起こった事件に結びつけられた新しい演劇の開始というライフ誌の記事の題目は、公の関心事であることに疑念を持つてはいない。「報道することと娯楽とすることとの間を画する線は、[報道出版の自由]……の保護にはあまりにも不明瞭である。」*Winters v. New York*, 333 U.S. 507, 510頁。間違った記述というものは、公的な事柄へのコメントの場合に劣らず、そのような場合には不可避なものである。そして、間違った記述が、もし落ち度なく若しくは単なる過失、この両者によるならば、「……表現の自由が『生き残る……』ために必要とする『身動きできる余地』を持つべきとすれば、間違った表現も保護されなければならない」前掲 *New York Times Co. v. Sullivan* 判決, 271-272頁。ジェームス・マディソンが言ったように、「或る程度の誤用は、あらゆるものの適切な使用からは区別することはできない。そして、出版報道の場合には、これらもつともあてはまるとされるのである。」4 *Elliot's Debates on the Federal Constitution*

10) もちろん、*Spahn* 判決が当法廷の面前にあるわけではなく、当法廷は決して、この判決の利点とかこの事件で原告に可能であった救済についての何らかの考えを暗に述べているのではない。当法廷の信頼は、ニューヨーク州裁判所がこの制定法に対して為した目的論的解釈を理解するのに役立つものとして、キーティング判事の意見だけに置かれている。

571 (1876 ed.). 名誉毀損とはならない事柄に関してではあるが、もし当法廷が、個人の名前、写真、肖像を報道記事中で結びつけたという事実が間違いでないことを証明させるといふ困難な負担を出版業に課したならば、当法廷は、自由な社会において不可欠である自由な出版報道を行なう業種に深刻な悪影響をもたらす重大な危険性を作り出すこととなる。言論の内容そのものが間違いにより、予期できる他人への危害を警告することができないときは特に、過失責任でさえもつとも曖昧な判断基準となってしまう。過失判断のテストは、記事で扱った名前、写真、肖像の1つ1つの正確さを陪審が判定するときに行うステップが合理的に行われるだろうかを予想するという、出版業に耐え難い荷重を与えることとなろう。

この意味において、無過失または過失のいずれかによる間違った記述に対して制裁を行うことは、出版業が憲法上認められる保障を実現しようとするを思いとどまらせるという重大な危険を生ぜしめるであろう。これらの保障は、我々すべての者の利益である同一程度に、出版をする人達の利益であるわけではない。出版報道の自由を広く定義することは、我々の政治システムと開かれた社会を維持することを保証する。無過失または単なる過失による間違った表現に対して、損害賠償訴訟に於ける高額な陪審評決を恐れること、またその訴訟に应诉する出費を恐れることでも、出版者に「不法な領域から……より離れた方向に進むこと」を強いることは避けられないに違いない。New York Times Co. v. Sullivan, 376 U.S., 279頁。Speiser v.

Randall, 357 U.S. 513, 526頁；Smith v. California, 361 U.S. 147, 153-154頁も参照。よって、「正当な発言が罰せられるであろうという危険を生み出している」のである。前掲Speiser v. Randall判決, 526頁。

しかし、憲法上の保障は、その本来の機能を大きく損なわずに、計算ずくめの間違いに対しては制裁を与えることができる。当裁判所は、New York Times 判決において、公務員の行った行為に関する名誉毀損が争われた事件において、計算ずくめの間違いは免責されることはないと判示した。同様に、今当法廷に提示された状況においても、計算ずくめの間違いは免責されることを認めるべきではない。前掲のGarrison v. Louisiana 判決75頁で当裁判所が述べたことは同様に適用可能である。

「計算ずくめの間違いを使うということは、……憲法問題に異なった一瞥をもたらすであろう。たとえ不正確であろうとも、正直な発言が、自由な言論という権利を有益に行行使することを推し進めるのではあるが、知りながら且つ周到に公にされた嘘には、……同様の免責が与えられるべきであるということにはならない。……誰もが知っている嘘を道具として使うことは、まさに民主的統治の前提と反目するものであり、また経済的、社会的、政治的变化が影響を受ける秩序立ったやり方と反目するものだからである。計算ずくめの間違いというものは、『アイデアを呈示することが本質的な部分をなしているわけではなく、アイデアから生ずる利益より秩序と道徳という社会的利益の方が明らかに優るという真実への第一歩といった程度の僅かな社会的価値しか持たない発言といった類に属するものである。』Chaplinsky v. New Hampshire, 315 U.S. 568, 572頁。よって、故意による間違った言明と真実を無思

慮により無視したことにより為された間違違った言論には、憲法上の保護は与えられないのである。」

当法廷は、故意又は無思慮による間違いの判断基準は、公務員による名誉毀損訴訟にのみ結びつく *New York Times Co. v. Sullivan* 判決の盲従的な適用によってではなく、私人が起こす訴訟にこのニューヨーク州法を適用するという特定の状況で起きる要素を考慮して、適用可能と判断する。本件は、私人による名誉毀損訴訟でもなく、公務員による制定法上の訴訟でもない。したがって、*New York Times* 判決において述べられた合州国憲法修正1条の原理が当法廷の帰結を導き出すものではあるが、当法廷は、この個別の状況にこの原理を適用することによってのみ導かれる帰結にたどり着いているのである。したがって、本件の事実関係と *New York Times* 判決における事実関係とを区別することは意味がない。たしかに、本件が名誉毀損訴訟であったとすれば、公務員と私人が名誉毀損告発に反駁するというそれぞれの機会が述べられてきた区別は関連し得るかもしれない。そして、名誉に対する侵害から個人を守るという付加的な州政府の法益が含まれることもあろう。Rosenblatt v. Baer, 383 U.S. 75, 91頁参照。(スチュワート判事の同意意見)。それ以上に、公務員による名誉毀損訴訟もしくは私人が制定法に基づいて起こす名誉毀損訴訟とは反対に、公務員が制定法に基づいて訴訟を行う場合には、別の判断基準が必要とされる。州政府ができる保護を「放棄する」度合いに応じて、別の配慮が必要となろう。しかし、公然と脚光を浴びる場に好んで出ていく者

と好まないが出ていく者の両者に、同じ判断基準が適用されるべきかという問題は当法廷に問われていない。

II.

本件の事実に戻ってみると、法廷で為された立証は、ライフ誌が悪意のない若しくは単なる過失により間違違った記述を行ったのだという陪審の判断、またはライフ誌が、真実を無思慮にも無視したか問題の描写が間違っていることを事実知りながら、その演劇がヒル一家の体験を再現するものとして描写したのだという判断、いずれかであることを合理的に判断し得たはずである。関連する証言は以下の通りである。

この本の著者であるジョゼフ・ヘイズは、この演劇も書いた。物語のテーマは、「実事件」について書いてみたいという欲求に触発されたものであり、この本を書く前の数年間、ヘイズ氏は人質事件についての新聞記事のクリッピングを集めていた。彼の物語は、単一の事件によってではなく、カリフォルニア、ニューヨーク、デトロイトで起きた事件も含めて、いくつかの事件によって形作られた。ヘイズは、「極めて直接的に」ヒル一家の体験がこの本と演劇を書かせる「引き金」になったことを認めているが、ヘイズはヒル一家の誰かとか、ヒル一家の体験を意識的に描いたりしていない、と述べている。

ライフ誌の記事は、芸能関係の編集者ブリドーの指示と監督の下、準備された。ブリドーは、新聞記事からこの演劇制作のことを知った。この演劇の監督、ロバート・

モンゴメリーは、後にプリドーに、この劇の面白い場面設定は、劇がライフ誌の記事の題材としてふさわしいものになるだろうと語った。これと同時に、プリドーは著者ヘイズの友人であるフリーランスの写真家のもとへ駆け込んだ。この写真家は、プリドーに何気ない会話の中で、この演劇は「フィラデルフィア近くで脱獄囚に人質にされた家族の実話事件とかなり関係がある」と語った。この演劇がフィラデルフィアで先行公演されたとき、プリドーは著者とコンタクトをとろうと決心した。ヘイズは、この演劇と何らかにおいて似ている事件がフィラデルフィアで起きていたことを確言し、ヒル一家が以前住んでいた場所がライフ誌の記事用の写真撮影場として利用可能かどうか確認することをプリドーに対し同意した。プリドーはフィラデルフィアでヘイズに会い、そこでプリドーは演劇を見てヘイズをヒル一家が以前住んでいた場所に車で連れて行き、そこが物語風の写真に打ってつけかどうかテストを行った。その時もその後も、プリドーはヘイズにこの演劇がヒル一家事件にどの程度基づいているのか尋ねなかった。

「演劇の性格について特定の質問は全く尋ねませんでした。演劇自体の議論、つまり、実際の事件はどのようなものであったかについて私が持つ知識に照らしてみても、この演劇は一体どのようなものかという議論によって、何らかの関連が両者にはあったのではないかという疑念を払拭することができ、これが私の心の中に確固たるものとなりました。そしてヘイズ氏がこの対話中ずっと同席していたことがそのなよりの証拠です。」

プリドーは、ヒル一家の住んでいた家の

中で演じられる劇のロケ写真を撮るべくカメラマンをその場所に送り、この記事の文章作成に着手した。プリドーの「物語ファイル」の中には、ヒル一家事件に暴力は無かったことを明らかにした記事クリッピングが幾つかあり、そして、ヘイズがその演劇はニューヨーク、カリフォルニア、デトロイト、フィラデルフィアでの事件といった「様々なニュース記事に基づいて」いることを述べたヘイズ自身によるニューヨーク・タイムズの記事が存在していた。

プリドーの最初原稿では、写真一枚の表題を除いて、ヒルの名前については何も述べられていなかった。その文章には、フィラデルフィア郊外に住む家族の本当の物語が「刺激となり」ヘイズにその小説を書かせたと記述されており、そして、その演劇には危機的状況に遭ったときの家族の勇気ある行動について「多少脚色化された」記述があった、と書かれていた。正確を期すため原稿をチェックするのが仕事である、プリドーの調査アシスタントは、「多少脚色化された」単語の上に疑問符を付けた。プリドーはこの疑問符を見たことは思い出せないが、この疑問符は彼の注意を引きつけるものには「間違いなかった」と証言した。原稿はコピー編集者の前に運ばれ、編集者は、プリドーの居る前で、本文中の強調すべき点と内容に幾つかの変更を行った。最初の文章は、ヒル一家の名前を使って、ヒル一家事件に焦点を合わせるように変更された。つまり、この小説はその事件により「触発」されたと言われており、劇も「再現」のようであると言われており、とされ、「多少脚色化された」という単語は削除されたのである。

プリドーは再直接尋問の際に、この演劇は、人質事件であったこととは別にしてヒル一家事件とは全く関連のないものだと、あなたは初めから知っていたのでは、という被告弁護士側の質問を「断固として事実と反する」ものと決めつけた。プリドーは、その演劇は「ほんの僅かと控えめな程度の中間くらいの脚色化」されたものであることを自分が知っていたことを認めた。しかし、重要な特質、つまり演劇の「核心」はヒル一家事件であったと間違いなく考えていたとプリドーは述べた。

陪審は、この証言により、特にニューヨークタイムズの記事が物語ファイルの中にあつたということより、以下のことが合理的に判断し得たであろう。調査アシスタントが記事の正確さについて疑問を持った後に、コピー編集者が「多少脚色化された」を削除した。そして、プリドーはその演劇は「僅かと控えめな程度の中間くらいの脚色化」がなされたものであることを知っていたと認めた。そして、ライフ誌は間違いを知っており、若しくは真実を無思慮にも無視し、ヒル一家の体験を「再現した物語」と記事の中で述べているということを、判断できたであろう。また一方で、陪審は以下の証言に基づき、誤った記述が悪意のない若しくは過失によるものであるという事実認定が合理的にできたであろう。この演劇とフィラデルフィアでの事件を結びつけたという記述は、フリーランスの写真家によりプリドーになされたものであること。そして、著者ヘイズはヒ

ル一家の以前の住まいが使えるかどうか調整することに協力していたこと、プリドーは間違いなく、その演劇の「核心」はヒル一家事件であると考えていたこと、から認定できたであろう¹¹⁾。

III.

しかしながら、当法廷は、その記事中の記述は間違いとか無思慮な真実の無視により作成されたという事実認定に基づいて賠償責任を認める評決に至るようにと、説示が陪審を拘束していたとは考えない。陪審は以下のような説示を受けた。州法50条および51条の下では「単に偶発的な幾つかの事実の取り違えとか偶発的で不正確な表現だけ」では賠償責任は認められない。賠償責任を認める評決は(1)ライフ誌はその記事を「ニュースを報道するため」に出版したのではなく、原告らと『必死の逃亡者』との関連を脚色化した逸話と結びつけようとして、原告の名前を用いていた。原審裁判所は、この「脚色化された」という要件を以下の言葉でもって換言した。上訴人が

「原告と『必死の逃亡者』との関係に関する真実を改竄したり改変したかどうか、その結果、その記事は出版された結果、実質的に作り話とか架空のもの……となっているかどうか」

つまり、その記事は「作り話」とか「架空のもの」であつたのかどうか。(2)そして、記事は、その演劇を宣伝するため若しくは

11) いずれの結果が記録の中で合理的な支持を見つけるかどうかについて、故意または無思慮な間違いがあつたかどうかを判断するのは、陪審であつて裁判所ではない。前掲 *New York Times Co. v. Sullivan* 判決、284-285頁参照。

「商業目的から」出版されたか、という言葉で述べた。この後者の目的とは、次のように様々に定義された。「その雑誌の購読数を増やすために、また別の物欲的な利益のために、読者を喜ばせ、ゾクゾクさせ、驚かせ、感動させる」という目的、「購読数を増やすとか読者と共にその雑誌の地位を向上させる」という目的、「原告らを利己的に利用することにより得られる購読数増加がもたらす出版社利益のため」という目的と定義された。

この裁判所はまた、「故意にまたは合理的な調査を怠ったことにより」上訴人が誤って被上訴人をこの演劇と結びつけてしまったと陪審が判断したならば、懲罰的賠償が認められると説示し、次の様に附言した。

「もしあなた方が、無思慮または勝手気儘により原告の権利が無視されたと判断したならば、あなた方は原告に対する実際の悪意とか個人的害意があったということを判断する必要はない」

ライフ誌が真実を「改竄したり改変したり」したか否か、そして偶発的な間違いとは異なり、その記事が「実質的に架空のもの」もしくは「脚色された翻案」であったか否か、を判断するように説示したことは、ライフ誌は意図的に事実を偽ったと陪審は判断しなければならないと説示したことが変わらない、と被上訴人は主張した。

特に填補賠償と懲罰的賠償について明確に両者を区別して説示したことからすれば、この解釈がその説示から生じているとは、当法廷は考えない。「故意に」という要素は、「故意にまたは合理的な調査を怠ったことにより」、ライフ誌は誤ってヒル一家とその演劇を結びつけてしまったと認定できることによって懲罰的賠償は認められなければならないとした説示に於いてのみ触れられている。それ以上に、懲罰的賠償という点については、懲罰的賠償のような損害賠償は「合理的な調査を怠った」ことに基づき認められるとする説示は、過失により間違った記述がなされたことの立証で十分であると説示しているのと同じであり、当裁判所は、過失による誤った記述があったかどうかというテストでは不十分として懲罰的賠償を認めてこなかった¹²⁾。次に、事実審の判事は明らかに、自らの説示が、故意または無思慮な間違いを認定できることに基づき損害賠償を認めるよう陪審に圧力をかけているとは考えていなかった。判事は、「ライフ誌の記事が真実であったか、または、記事が事実ではないと推論できることが記事を読めば得られるかどうか」を判断するのは陪審であると考えたからこそ、立証の終わった後に、上訴人からの訴却下の申立を却下した。このことは、懲罰的賠償を認める場合は除いて、「脚色化」とは、故意とか過失をも考慮しない「間違い」と同義である、という考え方を意味することとなる。最終的に、事実審の時

12) 裁判所は、「実際の悪意とか個人的害意」の事実認定がない場合「原告の権利を無思慮もしくは勝手気儘による無視」の認定を求めることにより、この説示を適切としたのではないが、こうすれば合理的に、真実か間違いかではなく、被上訴人のプライバシーに対する上訴人の態度へと結びつけることと陪審が理解し得たかもしれない。したがって、この説示では憲法上も根拠が薄弱であったであろう。上訴部が陪審の懲罰的賠償額算定に影響した先入観に基づく誤りを認めなかったとしたら、今ここにある判決は、問題点についての陪審の事実判断からして、支持し得なかったであろう。

までに判示されたニューヨーク州の先例には、知りながらもしくは無思慮な間違いのあった事件に賠償責任を限定した先例は無かった。そして、それ以降出された *Spahn* 判決では、この問題が未解決のままとなっている¹³⁾。

説示の中で示されたように、その記事が「商業的目的で」出版されたということを陪審が判断するように求めることは、この説示が憲法上の問題を問われることは免れ得ない。

「本、新聞、雑誌は利益目的で出版され販売されるといふことは、合州国憲法修正第1条によって守られる表現の自由の一形態であることを妨げられはしない。」

Joseph Burstyn, Inc. v. Wilson, 343 U.S. 495, 501-502頁; *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S., 266頁 参照; *Smith v. California*, 361 U.S. 147, 150頁; 比較参照 *Ex parte Jackson*, 96 U.S. 727, 733頁; *Grosjean v. American Press Co.*, 297 U.S. 233; *Lovell v. Griffin*, 303 U.S. 444.

IV.

上訴人は、もしニューヨーク州裁判所

が、故意または無思慮な間違いによるという証明無しに、賠償責任を課すと解釈するのであれば、この州制定法は文面上憲法違反と宣言されるべきである、と主張している¹⁴⁾。たとえば、このことがこれまでのニューヨーク州裁判所の考え方であったことが完全に明白となったとしても、そのような主張は認められない。*Spahn* 判決の法廷意見が示しているように、ニューヨーク州最高裁判所は、言論および出版に対する憲法上の保障をこの州制定法が侵すことを避けるようにと、この州制定法の解釈を熱心に続けてきた。したがって、当法廷は、ニューヨーク州裁判所が憲法上の要請と合致するようにこの州制定法を適用するであろうことを確信して期待する。憲法上の要請という点において、本件における当法廷とのあり得べき見解の相違は、ライフ誌記事の出版において故意または無思慮な間違いがあったかを判断することのみで賠償責任を認める評決を出せると、陪審に説示したという事実審判事の誤りだけにのみ限定されている。

州最高裁判所の判決は破棄され、本件は、この法廷意見に沿った更なる審理を尽くすよう差し戻す。

上記のように判決する。

-
- 13) *Spahn v. Julian Messner, Inc.*, 23 App. Div. 2d 216, 220頁, 260 N.Y.S. 2d 451, 454頁 (1965) 判決において、上訴部は、脚色化するという概念は「故意に脚色化して取り扱う事と事実そのままとして扱う事との違い (不注意に依るものか若しくはうわべだけしか見ていない不正確さ)」(強調付加)に基礎を置いていると判示した。州最高裁判所の法廷意見に照らせば、当法廷はニューヨーク州法の正確な判断として、この考えを受け入れることはできない。
- 14) 上訴人は更に、刑事処罰の脅威がこの制定法を無意味にしていると主張した。しかしながら、この制定法による刑事手続事件は2件しかなく、その両者とも棄却されている。*People v. Charles Scribner's Sons*, 205 Misc. 818, 130 N.Y.S. 2d 514 (1954); *People v. McBride & Co.*, 159 Misc. 5, 288 N.Y. Supp. 501 (1936)。したがって、訴追の脅威はほとんど現実的ではない。*United States v. Raines*, 362 U.S. 17, 20-24頁 (1960) 参照。

ブラック判事の賛成意見, これにダグラス判事が賛同.

私は、法廷意見に述べられた理由に基づき、本件における破棄差戻判決に賛成する。しかしながら、私が法廷意見に賛成するのは、*New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254判決で判示された有力な憲法原理に基づき、重要事件である本件で当法廷が今ここで1つの意見に集約できるようにするためである。法廷意見は、多数派が固執するこの原理に沿った形で判示されている。法廷意見に賛成するにあたり、より広範な出版と言論の自由について私がこれまで主張してきた考え、つまり合州国憲法修正1条と修正14条はこの国の人民に、より広範な出版と言論の自由を与えるように意図されていたとこれまで考えてきたことは、一切変えるつもりはない。たとえば以下参照、*New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S., 293頁 (賛成意見); *Rosenblatt v. Baer*, 383 U.S. 75, 94頁 (賛成および反対意見)。

I.

言論出版の自由が名誉毀損事件や本件と似た他の事件において駆逐されてしまわないようにこの自由を擁護するには、*New York Times* 判決の原理では不十分であることを、*New York Times* 判決原理を新しい事件に適用することが証明しているのであるから、この原理もやがて消え去る運命にあるという信念でもって、私は、*New York Times* 判決を憲法上よ

り狭く解釈して本件に適用することに従う。「害意」という言葉そして特に「無思慮な真実の無視」という言葉は、決して合州国憲法修正1条の文言を効果的に代替するものとはならない。そしてこれらの言葉は、「……言論とか出版の自由を制限する……法を形成したりしない。」思うに、修正1条の自由は永久に、修正6条の弁護人の援助を受ける権利と同様、当裁判所の判決により希薄化されたり制限されたりしてはならないことを経験が証明していると考える。*Betts v. Brady*, 316 U.S. 455判決 (*Gideon v. Wainwright*, 372 U.S. 335と比較参照)に起きた運命は、ニューヨーク・タイムズが持つ修正1条上の権利に対しても、たとえばんやりとしたものであったとしても、既に予想可能であったと、私は思うのである。

II.

私は、最近注目されている比較衡量の定式を本件に用いること無しにタイム社敗訴の判決を当法廷が支持することは、不可能とまでは言わないにせよ、困難であろうと附言するのは適切でないと思う。われわれ判事の何人かは、本件でのように特に話されたとか印刷されたこと故に言論や出版に明白な処罰が科せられる場合には、修正1条の自由は、憲法を無視して駆逐してしまうやり方とは到底共存することはできない¹⁾と、折々に指摘してきた。合州国憲法が禁ずるものには、或る特定のものを禁ずると書かれている。この禁ぜられる特定のものの1つが、出版の自由を制限する法

1) たとえば以下参照、*In re Anastaplo*, 366 U.S. 82,97頁 (反対意見); *Braden v. United States*, 365 U.S. 431, 438頁 (反対意見); *Barenblatt v. United States*, 360 U.S. 109, 140-145頁 (反対意見)。

律である。この自由は憲法に修正として書き加えられ、憲法は他の公務員と同様裁判官を拘束し拘束すべきものなのである。修正1条におけるように、憲法起草者が価値選択を行った結果として、出版の自由もこの1つとなっているのであるから、「衡量」原理は、相対立する価値の間で裁判官自身が価値選択することを積極的に奨励し現実に促している。合州国憲法は裁判官にこの憲法に従い職務執行するよう宣誓することを求めているが、すべての裁判官は自らの権限を拡大するような憲法解釈を断固反対しているのではなく、そして一度或る裁判官が自らの権限を主張すれば別の裁判官はこの権限拡張を断念したがるらないというのは決して不可思議なことではない。

最後に、仮に憲法解釈の変更を司法として衡量選択するのは当裁判所によってなされるべきであるとするならば、この憲法解釈変更が修正1条で始まらないことを望んでいる。修正1条によって保障される自由は、我々と同様政府組織においても不可欠な自由である。この修正条項が無効にされない限り保障し続ける自由を、政府の手の届かないところに置くように意図して、よく熟慮されこの条項は言葉として表記されたのである²⁾。しかしながら、今日、裁判官がみずからの裁量により、合州国憲法が生み出した言論出版の自由という権利と

同等かこれに優るものとしてプライバシー権を作り出したとすれば、明日、その次の日、そのまた次の日と、権利章典に讃えられた他の自由の匹敵する更なる多くの権利を裁判官は作り出すことができよう。もし、憲法起草者達は誤って自由な言論出版にこのように多くの信頼を置いてしまったと強烈に示すことができる何らかのものがあるとすれば、それは私は、報道機関自らがこの「衡量過程」に確実に付き物となっている、言論出版の自由に対する重大な危険に目覚めないことだと考える。本件でのライフ誌の行為は、せいぜいのところ報道価値のある事件を報道するにあたっての偶発的で十分理解できる単なる事実誤認であった。報道に値する事実には完璧に正確であるかどうかという疑念が存在し、また今後も存在するであろう限り、出版報道社が生き生きとして読み応えのある表現でニュースを報道しようと努力するのを止めさせてしまう程度まで、上訴棄却という本件のような判決ならば、報道機関を怖がらせ罰することができると言する預言者に、誰もなる必要はない³⁾。そのような結末は、我々の自由な社会において、報道機関に心地よい場所を保障するという憲法起草者が明白に表した目的とほとんど合致していないように考えられるのである。

2) ジェファーソンは次のように書いている。修正1条の目的は

「……同じ文章の中で、同じ言葉の下で、信教の自由、言論の自由、出版の自由を保障し、故に、このうちのいずれかを侵犯するものは、他のものを覆う聖域を破壊している。異端で間違った宗教と同じく、文書による名誉毀損、虚言、誹謗は連邦裁判所の管轄に属する。」8Jefferson, Works 464-465頁 (Ford ed. 1904).

3) たとえば, Curtis Publishing Co. v. Butts, 351 F. 2d 702 (名誉毀損事件判決額3,000,000ドルが上訴審で460,000ドルに減額された。) cert. granted, post, p. 811; Associated Press v. Walker, 393 S.W. 2d 671 (Tex. Civ. App.) (名誉毀損事件判決で500,000ドル認容), cert. granted, post, p. 812; New York Times Co. v. Sullivan, 376 U.S. 254 (名誉毀損事件判決で500,000ドル認容), 棄却。

ダグラス判事の賛成意見

Rosenblatt v. Baer, 383 U.S. 75判決 88頁における私の別意見および同判決での同僚ブラック判事の意見、前掲判例94頁から窺えるように、問題となる議論が公有物に属する事柄に関する場合、言論出版の自由を制限する州政府の訴訟は、修正1条と修正14条によって排除される。この本が書かれた経緯についての逸話は、ある時にはその日のニュースとなる。言えることは、小説、演劇、雑誌記事は、公の興味を蘇らせるということである。事件を脚色化して表現することは、私の考えでは、公務員の暗殺場面を水彩画で描くようなことのように、公有物に含まれるものである。私には、この文脈でプライバシー権を語ることは関連性がないように思えるのである。本件では、或る私人が、自らはコントロールできない事件によって、ニュースの表舞台へと投げ出された。彼と彼の行動は、New York Times Co. v. Sullivan, 376 U.S. 254判決において問題となった事と全く同じように、公有物の中に含まれるものである。一個人としてのプライバシーは、自らの人生が私的事であることを止めたとき、通常は終止するのである。

一旦、当裁判所が修正1条の適用領域を狭めてしまうと、創造的な著作物は危険に曝され、Dombrowski v. Pfister, 380 U.S. 479判決* 487頁において当裁判所が恐れた表現の自由への「萎縮効果」が間違いなく起きる。これが「故意または無思慮な

間違い」という一例外を認めてしまった結果であると、私は恐れている。そのような分かりにくい例外は、事実の認定者である陪審に、広範囲で束縛のない自由裁量を与えてしまっている。いかなる安全策がとられているとしても、事実審は不確かなものである。本件訴訟記録に基づき陪審に評決を出させるか陪審の判断を採らないということは、陪審においては感情と偏見が多くの場合勝ってしまうのであるから、修正1条の権利を気まぐれで予想のつかない状況次第に任せてしまうこととなる。したがって、「故意または無思慮な間違い」という例外は、私の考えでは、修正1条と修正14条によって排除されるべき言論への制限である。しかし、同僚のブラック判事の意見に示されたように、この訴訟を左右する司法的判断を可能とするために、当法廷の法廷意見に加わる。Screws v. United States, 325 U.S. 91判決113,134頁のラトリッジ裁判官の同意意見を比較参照。

ハーラン判事の一部賛成かつ一部反対意見

私は法廷意見の中に多くの賛成点を見いだすが、差戻審で適用されるのに適切な賠償責任基準についての考えに不同意を述べざるを得ない。かりに再審理での陪審が、法廷意見が求める故意または無思慮による「脚色化」があったというよりも、過失ありと判断していたならば、合州国憲法の要件に合致していたであろうと、私は考える。

* 更に、Baggett v. Bullitt, 377 U.S. 360; NAACP v. Button, 371 U.S. 415参照。

I.

ニューヨーク州が賠償責任の前提としている脚色化の原理は、ただ単に実質的な間違いを示すことだけを条件として、報道に値する題材から憲法上の保護を奪い去る原理である、と法廷意見は判示している。事実審においてなされた填補賠償への説示は、賠償責任を認めるために「商業目的」の認定と判断だけを求めた。そして、上訴部の法廷意見をニューヨーク州裁判所の灯りに照らして読んでみて、これが陪審の判断を支持した理論であったと私は信ずる¹⁾。事実、事実審は、上訴人が「真実を改竄し改変してしまった」と陪審が判断しなければならないと陪審に述べた。しかし、事実審はこの改竄や改変が無思慮か過失によるのかを明示せず、陪審が認定できた事実によって責を負うことのない改変が損害賠償を認めるのに十分であったかどうかも明らかにしなかった。明白な故意による間違いは必要とされなかった。なぜならば、陪審は故意による間違いを見いだせない限り、上訴人有利に事実認定を行わなければならないと説示せよという上訴人からの要請を事実審は却下したからである。

懲罰的賠償についての説示では、少なくとも「合理的な調査を行わなかった」ことを陪審が認定しなければならないと要求した。これは私には極めて重大な判断に思える。しかしながら、賠償額の全額は、これが扇動的な証拠により陪審は必要以上に影響を受けたと判断した上訴部によって、高額すぎるとして取り消された。損害額の再検討を行う再審理において、填補賠償のみが認められた。これが当法廷が今審理している判決において州最高裁判所により支持された賠償額であった。このような状況にある本件について、私は、脚色化において過失の程度を考慮するにあたり陪審を拘束するような解釈があったと言えるとは思わない。私は、その問題となる行為には様々な解釈が可能であるということで法廷意見に賛成するのである。

法廷意見と同様に、私は、これらの事実により領域の狭い問題だけが表に出ていると考えている。私にとって、本件は真の意味で「プライバシー」訴訟ではない。プロッサー『不法行為法』112頁; Silver, Privacy and the First Amendment, 34 Ford. L. Rev. 553 参照, Bloustein, Privacy as an Aspect of Human Dignity: An Answer to Dean Prosser, 39 N.Y.U.L. Rev. 962 比較参

1) ニューヨーク州裁判所上訴部における多数派意見は、この記事が「単にニュースの報道として特徴づけられるとか正当な報道に値する情報を提供する努力……」ではないと否定した。多数派意見は、「その本と事件との類似点……が、原告の名前および家族と演劇の同一性を正当化したり、また商業的な売り込みに原告の名前と家族を利用したことを正当化するものではない」と附言した。ラビン判事は、賛成意見に入り、「そのような報道価値のある報道資料を公表することは出版物の購読者数を増やすためのものではあるが」、賠償責任を負わされることなしにその題材は公表し得た、と同意した。ニューヨーク州最高裁判所は、「上訴部での法廷意見と賛成意見に基づいて」支持した。以下の判決は、ニューヨーク州法を支持するに十分なものと思われる。Spahn v. Julian Messner, Inc., 18 N.Y. 2d 324, 221 N.E. 2d 543; Binns v. Vitagraph Co., 147 App. Div. 783, 132 N.Y. Supp. 237, *aff'd* 210 N.Y. 51, 103 N.E. 1108; Youssouppoff v. CBS, Inc., 41 Misc.2d 42, 244 N.Y.S. 2d 701, *aff'd*, 19 App. Div. 2d 865, 244 N.Y.S. 2d 1; Koussevitzky v. Allen, Towne & Heath, Inc., 188 Misc. 479, 68 N.Y.S. 2d 779, *aff'd*, 272 App. Div. 759, 69 N.Y.S. 2d 432参照。

照。出版のための情報を得るために、ヒル一家がそっとしておいてもらう事またはヒル一家の私的な出来事へ何らかの不法侵害があったとは、全く主張されていない。ニュース記事収集目的で、そのような不法侵害を制御し排除する州の権力を否定することはできない (Mapp v. Ohio, 367 U.S. 643比較参照) が、本件ではこれが主張されていない。同様に、幾つかの事実は、公表を制限されるべき公の関心事という性質を持ち、また或る個人にとっては私的なものであり、潜在的に厄介なものであるからこそ、州は報道出版を止めさせるという権限を持つのだと強く主張され得るものである。Feeney v. Young, 191 App. Div. 501, 181 N.Y. Supp. 481; Sidis v. F-R Pub. Corp., 113 F. 2d 806, 808頁参照。しかし、陪審への説示、州最高裁判所の法廷意見、当法廷で両当事者によって進められた議論、これらすべては、問題となっている記事のテーマは全く適切なテーマであり、この種の記事は賠償責任を予期せず準備されていたであろうことを、理解していた。Winters v. New York, 333 U.S. 507, 510頁。訴訟記録は、『必死の逃亡者』の作成経緯を解説した記事で満たされており、この記事の中の1つが、著者自身に依り準備されたものであり、被上訴人がライフ誌記事の間違いとされる箇所を指摘するために用いられた。最終的には、上訴人がその演劇で商業的利益を増やすために、この記事を出版したということに全く異議は唱えられなかった。

タイム社は制作において財政的な利益を得るということ、そしてその記事は宣伝広告として出版されたということを示す証拠はどこにも無かった。よって、「ただ単に商業的宣伝」のために個人的特性を利用することに対して、州がより厳格な制限を適用し得るかという問題は、当法廷に出されていない。Valentine v. Chrestensen, 316 U.S. 52.

II.

ここまで法廷意見と歩調を共にしてきたが、New York Times Co. v. Sullivan, 376 U.S. 254判決の原理を広範囲に拡大していくことにおいて、袂を分かなければならない。New York Times 判決においては、衆目を集めている公務員の行為について公表された事柄から、憲法上の保障を奪い去るには、単なる間違いでは十分ではないことが、確立された。しかし、その判決および Rosenblatt v. Baer, 383 U.S. 75, Garrison v. Louisiana, 379 U.S. 64 といった、当裁判所がこの原理を更に発展させてきた判決は、間違ったことの報道出版に特殊な価値を見い出してはおらず²⁾、また事実在即した通信の保護を付加する以外、間違った報道を保護する理由は見い出してこなかった。そして、当裁判所は、私人による訴訟に関連するとき、間違った報道から個人を守るという社会的利益は重大であると、適宜に述べてきている。前掲

2) 法廷意見の中で引用されている、前掲 *Garrison v. Louisiana* 判決からの一節が、間違いを保護する唯一の法益は、付加された「息抜きの場所」を真実に与えることにあることを明らかにしている。特に政治的な議論の場においては、「よい」動機と考えられているのももって、——たとえば「悪い」候補者を打ち負かすのには絶対必要である誠実な信念でもって、間違いが公表されてしまうこともある。しかし、当裁判所はそのような行為を制限する権限を州から奪い取っていない。よって、間違いを公表することを止めさせるという強い社会的利益を強調することとなる。

Rosenblatt v. Baer 判決86-87頁註13. よって、私は、単なる間違いを判断基準とすることを拒絶し、ニューヨーク州が守ろうとした法益と同様に、補助的な安全策を課すことをも拒絶することを基礎付ける原理を厳正に精査することが、本件の適切な解決に至るのに必要であると確信している。

二つの不可欠な原理が、*New York Times* 判決において当法廷が単なる間違いを判断基準としなかったことを基礎づけていると思われる。その第一は、特に抽象的な事柄が考慮される場合に自由な討論の場において出されたという状況での誤りは、避けられないということである。確かに、これはヒル一家事件と『必死の逃亡者』との関連を適切に描写するにあたり遭遇した困難さの中に示されている。第二は、公的な討論には欠かせない多くの場において、「真実」は初めからわかっている概念ではない、そして陪審が持つ先入的な偏見に、何が「真実か」を決めさせるのは、事実上検閲制度を作り出すことになってしまう、という当裁判所の認識である。“スコープス教師”裁判を自らの伝統の一部と見なす国民は、陪審が間違いと判断したことにより、安易に自由な発想に制裁を加えてはならない。*Cantwell v. Connecticut*, 310 U.S. 296, 310頁。うまく機能している「自由な発想の市場」が、真実の根拠を判別する最善の場であり続けている。

しかし、こうした根拠だけから「間違い」

であると判断されるのを止めさせようとするに反対する議論は、十分に調査をして取材したものを出版報道することが、より正しい姿に近づくということを奨励する州の法益を否定はしていない。確かに、この目的を進めるために積極的な方法——たとえば施設の規定³⁾と生徒の訓練⁴⁾——を用いることは、州の権限内にある。この事件で問われてた問題は、上記と同じ目的を達成するために州の行った制裁の合憲性である。制裁は故意または無思慮な間違いに対して向けられていたが、故意でない間違い全てに「魔よけのような免責」を認めているようにとられ得ることを、当裁判所は認めている。しかしながら、本件で当法廷に提示された事実と、*New York Times* 判決および後にこれに従った判決において問題となった状況との違いが、免責を認めることに重大な疑念を投げかけ、また公務員批判に認められるものよりもっと制限された「身動きできる余地」を求めているのである。

第一に、「自由な発想の市場」がうまく機能せず、自由な発想の交換が存在することを前提とした帰結が疑わしいようである領域に入り込んでしまったと、我々は認識せざるを得ない。前掲 *Rosenblatt v. Baer* 判決において、当法廷は

「一般大衆が全ての政府被用者の資質と実績について持つごく普通の公の関心より以上に、政府で地位を占めている者の資質と実績に別個の公の関心を一般大衆が持つ場

3) よって、州は図書館施設建設のため土地を収用することができる。例として、*Hayford v. Bangor*, 102 Me. 340, 66 A. 731; *Laird v. Pittsburg*, 205 Pa. 1, 54 A. 324.

4) よって、多くの州立大学はジャーナリズムの専門職大学を持つのである。3 Department of Health, Educ. & Welfare, Education Directory - Higher Education 参照。

合」。

New York Times 判決の論理的根拠が影響力を持つようにしてしまった。同86頁より詳細に当法廷は、

「政府被用者の立場は、民事事件における特定の責任によってもたらされる公的な内容精査と議論とは完全に別のものとして、政府内で地位を占める者に対する公的な内容精査と議論を求めるものでなければならぬ」

と述べた。同87頁註13。私にとってこの事は、衆目の集まるところが自由な発想間で競い合う可能性が強い場合、間違いはより簡単に黙認されてしまうという事実を明確に認識しているように見受けられる。ここでは、そのような競争の可能性が極端に低い。なぜなら、ヒル一家の事件とこの演劇との関連を精査して議論することは、「民事事件における特定の責任がもたらす」ものであり、この事柄は大衆が「別の公の関心」を持つものではないからである。ヒル氏はライフ誌の記事に上手く反駁できる場を見つけることができたはずだ、または事件に対する公の関心が、自由な社会に不

可欠な議論の場において在るがままに比較検討されることにより、真実が勝ち誇るのに十分であったと、推論するのは合理的とは言えないであろう。よって、出版される物を注意深く準備しチェックすることを推奨するという州の法益は、*New York Times* 判決におけるよりもずっと強い。虚偽に対して異議申立ができないという危険は、証拠書類によって上手く立証されるので、訴訟が事実審理を経ずして却下されることはない⁵⁾。

第二に、本人は責を負うことなく勝手に行われる公衆への公表からヒル氏のような個人を守るという州の法益と同じように、公務員を守るという州の法益には、大きな違いがある。*New York Times* 判決において、当裁判所は、公務員は、非難、当てつけ、批判にさらされるのにたくましが要求される種族であり、公の舞台に出ることによりそのようなものの危険を好んで引き受けた者であると、当裁判所は認めた。376 U.S., 273頁。しかし、ヒル氏は不幸な境遇により衆目を集めることとなったのであり、どちらかと言えば彼の自発的な行為によってではない。彼は、自身は責を負

5) Riesman, *Democracy and Defamation: Fair Game and Fair Comment I*, 42 Col.L. Rev. 1085; *Beauharnais v. Illinois*, 343 U.S. 250; *State v. Klapprott*, 127 N.J.L. 395, 22 A. 2d 877参照。当法廷は、反駁の機会が密接に関連していることを否定したけれども、それは間違いの配信でなければならず、その間違いから生じた損害で、当法廷が賠償責任をともかくも認めるように導いた損害でなければならない。当法廷は、ライフ誌の記事の主題は「公の関心事」であると判断したのである。そして、当法廷は、「様々な度合いで、自分自身を他人に曝すということは、文明化した共同生活社会での生活に付き物である」と述べた。よって、私は判断しないと確信しているが、書かれた物に何らかの無思慮な間違いがあることが、あらゆる憲法上の保護を奪い去ってしまうと判断しない限り、ニューヨーク州が単に人前に曝されたことだけに対して賠償可能とすることは認められない。反駁することは人前に曝されたことから生じる損害を増やすだけであるから、ヒル氏は間違いに対して反駁したくは無かったと法廷意見が述べたことは、反駁の機会が文書による名誉毀損を繰り返すだけだという威圧により抑制されてしまう名誉毀損訴訟にもそのまま適用可能である。そして、この要因は、事実の間違いを無くしていくという州の法益を縮小させるというよりもむしろ強調しているのである。なぜならば、「我々すべての利益のために」真実発見が推奨されるとき、この要因は、誰かに損害を引き起こすまで間違いが配信され続ける可能性を高めているからである。

うことなく公衆へ公表されてしまうことから州が正当に彼を守るという保障を「放棄した」と考えることはできない。ジャーナリズム特有の詮索好きの移り変わりに慣らされるのではなく、そのような個人は簡単に傷つき、自己防衛方法もより限られているのである。大衆は、報道の中でヒル氏の名前を見慣れているわけではなく、直接利害関係のなく当たり障りの無い報道だけを期待しているのであるから、大衆は、通常の疑い深さでもって彼について書かれた記事を目にする可能性は低い。

この状況でこれら要因が同時に発生したことが、記事の元となっている事実に合理的な調査を行ない、収集した報道資料について「公平な論評」⁶⁾を行うよう自らを規制するという義務を報道機関に科すことを州は自由に判断すべきであるという考えに私を導いてくれた。理論的には、当然の

こととして、そのようなルールはヒル氏のような個人を扱う事柄の報道議論を多少なりとも規制するかもしれない。しかし、実利的な観点からすれば、今までのところ、少なくともニューヨークにおいて、報道機関は、現行ニューヨーク州プライバシー法のより子細で不利な条件下で働いているが、活気を呈している。合理的なケアを行うという義務を負わされて、重要な社会的意味を持った他の専門職従事者が頑張っているのである⁷⁾。報道機関は、たとえば医者や弁護士よりも困難に耐えられないと推察する理由はどこにもない。修正1条によって保護される「言論の自由」そして修正14条に反映しているものは、報道機関の全ての行為が、生ぜしめた損害に対する再調査と責任から逃れられると考えることはできない⁸⁾。多数派（法廷意見）は、そのような行為に対して道徳的に非難可能であるときのみ制裁を認めるであろう。私

6) 報道の元となっている事実が名誉毀損にあたりと主張されているとき (Layne v. Tribune Co., 108 Fla. 177, 146 So. 234) そして論評が訴訟の主題であるとき (Clancy v. Daily News Corp., 202 Minn. 1, 277 N.W. 264) の両方の名誉毀損訴訟で、過失責任の判断基準が適用されてきた。同様に、報道機関は、元となる事実を確認したり伝達するのに合理的な対策がなされなかったとき、また、元となる事実とありのままの意見との関連において出版社が「公平な論評」という伝統的な枠組み内にとどまっていなかった場合、ヒル氏のような立場にある当事者から起こされたプライバシー訴訟から、憲法上免責されるべきではない。プロッサー『不法行為法』110頁, 815-816頁参照。合理的な調査と表現についての同様の判断基準は、以前より不実表示訴訟に適用されてきた。たとえば、以下参照。International Products Co. v. Erie R. Co., 244 N.Y. 331, 155 N.E. 662; Nash v. Minnesota Title Ins. & Trust Co., 163 Mass. 574, 40 N.E. 1039。このような判断基準の下では、本件で問題となった出版は名誉毀損にあたるものではなかったという事実は、その記事を準備するにあたり合理的に行われた防止対策の総量を判断するものにはならない。

7) たとえば、McCoid, The Care Required of Medical Practitioners, 12 Vand. L. Rev. 549; Wade, The Attorney's Liability for Negligence, 12 Vand. L. Rev. 755参照。開業医や弁護士は賠償責任に対して保険をかけているので、他の職業とは異なると、議論することもできよう。しかし、この方法は報道機関にも可能なのである。Developments in the Law, Defamation, 69 Harv. L. Rev. 875, 906。

8) 当裁判所は、報道機関は間違いを公表するという絶対的な特権を持っていると判示したことは一度もない。修正1条または修正14条の歴史においても、報道機関によって引き起こされた損害に対し私人が法的救済を求める権能に制限を加えることを起草者が熟慮していたということを示すものは何もない。Levy, Legacy of Suppression; Duniway, The Development of Freedom of the Press in Massachusetts 参照。憲法起草者達は、第1条10項に州政府からの訴に対して出版の自由を保障することを加えようという、マディソンによる企てを阻止した。これを阻止するための議論の主たるものは、州の適切な権限を不当に干渉するものであるというものであった。5 Madison's Writings 378 (Hunt ed.); 1 Annals of Cong. 756参照。

は、心ならずも報道機関の行為に曝され、この行為から自らを守る力のない個人に対し回復不能な損害を与えるという重大な危険を報道機関の行為が生み出したときは、同じ結論に至ることができると主張する。私は、この原理に基づいて可能な再審理を行うよう、本件をニューヨーク州裁判所に差し戻すであろう。

この種の事件における最低限の責任でさえも報道機関を免責するという憲法上の原理は、私にとっては、不必要であり結局のところ報道機関自身の永続的な健全性にとって有害であると考える。もし、*New York Times* 判決が、そのような傾向の先導役を務めるのであれば、言論と出版の自由に包摂されている真の価値に対して過酷な仕打ちを行ってしまったということが、長期に亘る影響力の中で証明されるであろう。

フォータス裁判官の反対意見、最高裁判所長官およびクラーク判事がこれに参加。

当法廷が本件で判断するところは極めて狭いものである。ニューヨーク州「プライバシー権」法は憲法違反であると判断していない。私は賛成である。しかしながら、当法廷は、陪審への説示はライフ誌の記事を出版したことにおいて故意によるまたは無思慮な間違いがあったと認定できたときのみ原告勝訴の評決を出すことができると陪審に助言しなかったのであるから、本件の陪審への説示には致命的な不備があったと結論づけている。思うに、被上訴人は再審理を求めることができたであろう。もし被上訴人が感情的および財政的な負担に耐えられるのであれば、この記事が公表した被上訴人とその家族への無思慮で無責任な暴行に対する損害賠償が認められるだろうと被上訴人が期待するのは理解できる。しかし、被上訴人はこの事件を11年間も争い続けてきたのである。被上訴人には、重大な訴訟原因も無いのに再審理という負担を負わすべきではない。そのようなものは存在していない。恐らく、本判決の目的は、たとえ無思慮で不注意な活字による暴行が事実からは完全に切り離されていたとしても、その暴行を被った者への救済の道に乗り越えられない障害物を設置するであろうことを示すためであろう。もしそうなら、当法廷は憲法問題にかかわる言葉でもって判決を出すべきであったと、私は考える。私が強く反対するその目的は別として、再審理を命ずる理由は本件には全く見あたらない。当法廷が今日宣言した原理の範囲内であっても、

本件の説示は適切なものである。

私は、修正1条を広く解釈する必要性を強調した同僚裁判官達の考えに、全く賛成である。出版、言論、集会、宗教、請願権の自由は、我らの自由に不可欠なものであり、我らの価値感の根本をなすものである。たとえば、Brown v. Louisiana, 383 U.S. 131 (1966) 参照。私は、N.A.A.C.P. v. Button, 371 U.S. 415, (1963) 判決433頁で、「これらの自由は、我々の社会においてこの上なく大切なものであると同様に、繊細で脆弱なものである。」と、同僚ブレナン判事が述べたことに賛成する。しかし、言葉の中にあるものは何でも、いっても個人の権利に向けられた侵害の多くであるが、この侵害が、他人の権利にどれだけ無頓着であるか、公の目的からどれだけはずれているか、どれだけ無思慮で無責任で不誠実であるか、にかかわらず、この法の射程を超えてしまうとは確信していない。私は、修正1条が、プライバシー権に有効な保護、さらには名誉毀損に有効な法を排除しているとは確信していない。私は、修正1条の適用範囲について無制限と考える人達に敬意を表して、巧妙にしかしながら慎重に、口論や個人的攻撃の道具として言葉を用いることを処罰する州政府のあらゆる訴訟を当法廷が棄却しなければならない、またそうすべきであるとは確信していない。我々の社会には、偉大で重要な価値観があり、その価値観の中でも修正1条を反映した価値観以上のものは無い。しかしこの価値観は根本的なものであり、当裁判所が注意深く敬意を払い保護することで権威を与えるものでもある。プライバシーへの権利は、この中の1つであり、

学者と当裁判所の裁判官によって雄弁に称賛され続けてきたものである。ずっと以前に、クーリー判事が、この権利を「一人にしてもらう」権利と述べた¹⁾。1890年、ウォーレンとブランダイスが、有名な論文「プライバシーへの権利」を発表し、その中で「礼節と品位という明確な限界をあらゆる方向で踏み越えてしまう」という報道機関の「行き過ぎ」が、名誉毀損に対する伝統的な救済とは異なり、精神的な痛みや苦悩を不当に与えたことに対して、私人を守るというプライバシーへの権利を法が認知するのに不可欠なものであると雄弁に論じた²⁾。はっきりとしたプライバシー権は今や「コモン・ロー」上の権利として、または制定法によつてのいずれかによつて、少なくとも35の州で認知されている³⁾。プライバシー権の正確な範囲は、それぞれの裁判管轄区により異なる。簡単に言えば、それは一人にしておいてもらう権利であり、法の支配の下で生活している共同体では、明らかに必要とされ正当化され得るような例外を除いて、脅迫、不法侵入、権利侵害から解放され、自分で選ぶままに自分の人生を生きること、である。ブランダイス判事が、*Olmstead v. United States*, 277 U.S. 438, (1928) 判決478頁での有名な反対意見で述べられたように、プライバシー権は「最も広範囲にわたる権利であり、文明化した人により最も価値があるとされる権利」である。

当裁判所は、何度もこの原理を認めてきている。早くも1886年には、*Boyd v. United States*, 116 U.S. 616, 判決630頁において、修正4条と修正5条の原理は、

「政府および政府の被用者が人の家および生活上のプライバシーという神聖なものを侵害すること全てに適用される。それは、ドアを破ること、引き出しをくまなく探すことが、その不法な行為の核心をなすものではない。しかし個人の安全、個人の自由、私的財産権という奪うことのできない権利への侵害である……」

と当裁判所は判示した。

1949年には、当裁判所は *Wolf v. Colorado*, 338 U.S. 25, 判決28-29頁において、「プライバシー権」という点において不当な搜索押収から免れることを説明した⁴⁾。

その時、*Mapp v. Ohio*, 367 U.S. 643 (1961) という画期的な判決において、当裁判所は、「プライバシーへの権利」を「自由な社会の基礎」として「慎重にとりわけ国民に認められた他の権利に劣らず重要である」と述べた。同判決656頁、当法廷に意見を述べられたクラーク判事は、「無意識によるプライバシー侵害からの自由」は、強要された自白に基づく確信からの自由と密接に関連しているものがあると述べられた。クラーク判事は、「闘いの何年か

1) クーリー『不法行為法 第2版』29頁(1888年)。

2) 4 Harv. L. Rev. 193, 196頁(1890)。プロッサー『不法行為法 第3版』(1964年)829頁以下参照。

3) 前掲・プロッサー 831, 832頁参照。

4) *Wolf* 判決は、修正4条の根本的意義は修正14条により州へも適用されるが、刑事裁判において違法に収集された証拠を州が排除することを求めているのではない、と判示した。この後者の意味において、この判決は、下記の *Mapp v. Ohio* 判決で覆された。

後やっ保障される……人間性と私的自由の原理」を永続化させるのに両者は役立つ、と述べられた。同判決657頁, *Bram v. United States*, 168 U.S. 532, 544 (1897) を引用されている。クラーク判事は、「憲法上の同じ目的を持つ局面を補完し合うこと、つまり個人のプライバシーという広い領域を侵されないままに維持すること」を両者は表している、と述べられた。同判決, *Feldman v. United States*, 322 U.S. 487, 489-490頁 (1944) を引用されている。

Griswold v. Connecticut, 381 U.S. 479 (1965) 判決において、当裁判所は、上訴人らが既婚者に避妊具使用の情報と医学的助言を与えたことを訴追した州法を違憲であると判示した。判決は明らかに、当裁判所が、権利章典における特定の保障規定から暗に導き出したプライバシー権に基づくものであった。幾つかの先例を引用し、当裁判所（ダグラス判事）は、「これらの事件は、ここで認知されることを求めているプライバシー権が正当な権利である」と判示した。同判決485頁。最高裁長官とブレナン判事が加わったゴールドバーグ判事の賛成意見に述べられたように、「プライバシー権は、『我々が生活する基となっている憲法上の枠組み全体から』出てくる基本的人権の一つである。」同判

決494頁⁵⁾。

ひいては、プライバシーは基本的な権利である。州は、適切な立法により適正な限度内において、この権利を正当化する法を制定することができる。宣伝用トラックの使用を規制する地方の条例を肯認した *Kovacs v. Cooper*, 336 U.S. 77 (1949) 判決と、雑誌購読を民家で勧誘することを規制した州法を肯認した *Breard v. Alexandria*, 341 U.S. 622 (1951) 判決を比較参照。そのような州の立法を適用することは、他人のプライバシーを侵害した被告人の相反する権利を同時に侵害するのであるから、困難さが現れて来る。しかし、これはそのまま致命的な難点となるのではない⁶⁾。プライバシー権が言葉によって——報道機関によってとか書籍、冊子において——侵害された場合特に、権利の集合物に向けられたこの不法行為による衝撃を全体として、最も注意深く敏感に評価することが要求される。たとえば、政治上の人物とか争点が問題となり、またはプライバシー侵害が起きた事それ自身が現在の公の関心事である場合、修正1条の意義は至上であり、少なくとも当裁判所が *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964) 判決で拡大した保護のようなものが認められると述べるのに、私には躊躇いは全く無い。し

5) *Rosenblatt v. Baer*, 383 U.S. 75, 92 (1966) 判決において、賛成意見を述べたスチュアート判事は末項で次のように述べている。「人が不正な侵害と不当な被害から自らの名声を守る権利」は、「人類一人一人の欠くべからざる尊厳と価値の基本概念」を写し出したものである。判事は、「命そのものを守ると同様に、私的な個人的性質を保護すること」は、「我々の立憲制の基礎として当裁判所が認めて」いるものであると述べた。 *Poe v. Ullman*, 367 U.S. 497, (1961) 判決521頁におけるダグラス判事の反対意見を参照。

6) 上記 *Breard* 判決625-626頁参照。

「……日和見主義者が、労働権、州際通商に従事する権利、出版の自由という権利の持つ、受け入れやすい原理でもって、個人的利益を目的として、自らを武装することは許されない。そして、プライバシーと平穏に対する他人の生存権を踏みつぶして自らの道をならすために、この原理を金科玉条のごとく利用していくことは認められない、ということにおいて全員一致している。」

かし、演劇上の利益と営利的な喚起だけを目的として、平穏な家庭のプライバシーを無責任かつ不正に侵害する記事を書き出版するという無思慮な間違いに対する救済を、州が差し伸べる権利を否定することが、修正1条に対する最大限の配慮から強いられるものではない、という点においては、私は法廷意見に同意する。私が問題とするのは、法廷意見は、この原理に対して空世辞を述べる一方で、誤った説示に依ると主張する判決が、文言通り以上に受け入れられることに躊躇いを見せていることである。

今日、当法廷は、プライバシー権の高揚のために、多くの機会において当裁判所の裁判官の多くが述べた響き渡る言葉を繰り返してはいない。その代わりに、「事実審裁判官が、ライフ誌記事の出版において故意または無思慮な間違いがあったと判断したときのみ賠償責任を認める評決が出せると陪審に説示した誤り」故に、当法廷はニューヨーク州「プライバシー権」法に基づく判決を棄却した。私の意見では、この陪審への説示は教科書の範となるものではないが、基準を満たしていた。

まず第一に、法廷意見は十分に事実を精査していない。陪審は、懲罰的賠償に対応する特殊な説示の下で、填補賠償と同様に懲罰的賠償を認める評決を覆した。懲罰的賠償について言えば、被告が

「間違っ『必死の逃亡者』と結びつけてしまい、かつこのことが故意または合理的

な調査を怠ったことによりなされた」

と証拠から陪審が認定できたとき「のみ」懲罰的賠償は認められるという特殊な説示を陪審は受けた。その時、陪審は

「もしあなたが無思慮で理不尽な原告の人権無視があったと判断したならば、あなた達は原告に対する事実上の憎悪とか個人的な害意があったと判断する必要はない」(強調付加)

と告げられたのである。陪審は、被上訴人に50,000ドルの填補賠償と25,000ドルの懲罰的賠償を認めた。判決は、賠償額についてのみ破棄され、上訴部は、填補賠償、懲罰的賠償を認める賠償責任認定したことを支持した。上訴部の結論は、損害額が過多であったというものであり、上訴部は、陪審に誇大な損害額を誤って認めさせ易いようにした特定の証拠を認めたことを批判した。事実審が損害額の評価を行う場面でのその後の手続において、両当事者の訴訟上の合意に基づき陪審が放棄され、事件は損害額の再評価へと進み、判事が填補賠償30,000ドルという賠償額に定めた。これに基づく判決は、州最高裁判所で維持された。当法廷に出されているのがこの判決であり、つまり、懲罰的賠償と填補賠償の両者を含んだ説示に基づいた賠償責任を陪審が認め、そして填補賠償のみとする賠償額が判示されている判決である⁷⁾。

法廷意見は、「合理的な調査を怠った」という言葉で言い表された懲罰的賠償につ

7) この裁判所の認めた額が破棄されたのか、さもなくば懲罰的賠償を制限された条件下での陪審の判断を無効としたのかは、訴訟記録の中には示されていない。

いての説示の部分についてのみ言及しており、「過失による誤った記述」にのみ基づいた評決を認めてしまっているのと同じだと非難している。私は、その説示はそうには読めないと、恭しくも思うのである。その説示は、(1) 被告は「間違えて」原告とその演劇を「結びつけた」そして(2) 故意または合理的な調査を怠ったことにより、そのように行った、この両者を陪審に判断するように要求した。これは、明らかに「賠償責任を認める評決は、ライフ誌の記事を出版したことに故意または無思慮な間違いを見いだすことだけで、認められる」という法廷意見が求めるものを満たした説示である。調査の過程での過ちは、単なる過失による誤った陳述であろう。合理的な調査を怠ったことは別のことである。「合理的な調査」の基準は、確かに、出版者の賠償責任を量る最低限の尺度である。合理的な調査を怠ったと陪審が判断するのに十分な根拠となるものは、たとえば、特集記事雑誌と比べた日刊紙の場合では異なるとするのをもっともかも知れない。しかし、本件ではそのような問題は起きていない。真実は、物語の作者の机内のフォルダー内であった。それは、編集者によってわざと無視されたのである。物語の準備期間は三ヶ月あったのである⁸⁾。

しかしながら、さらに、たとえ被上訴人は陪審に対して填補賠償のみを説示したことに頼らざるを得なかったとしても、陪審の評決を取り消しニューヨーク州最高裁判

所判決を当法廷は棄却すべきであったということには、私は同意しない。そのような抜本的な行動——事実関係から縁遠い当法廷が陪審評決を覆すこと——は、陪審が説示を受けた賠償責任の判断基準が修正1条に違背するという理由でもって当裁判所により正当化されるものである。しかし、陪審への説示は、わけの分からない言葉ではない。陪審への説示は、ほんの僅かの狂いでも失敗してしまう魔法のおまじないを唱えることでない。その悲惨な例は、事実審裁判官が、上訴審のお偉い方々を喜ばせるように朗唱する形式主義的な法典である。せいぜいのところ、それは単純で、事実審裁判官から陪審という一般人へのごちない意思疎通で、その真の効果という点で問題とされるべきものである。説示は、距離的に離れた上訴審裁判所の塀に空いた歪んだ節穴を通してではなく、この常識的な観点から考慮されるべきである。この観点から読んでみれば、填補賠償についての本件での説示は、——当法廷が陪審は懲罰的賠償に関するもっと詳細な説示の下で賠償責任ありと判断したという事実を無視したとしても——法廷意見の示すテストに十分応えられるものであった。この裁判所が実質的に同じ言葉で三回繰り返した説示は、以下のものであった。

「記事を公表するにおいて、被告タイム社は、『必死の逃亡者』と原告の関係に関する真実を改竄または改変し、この結果、その公表された記事は、実質的な作り話とか商業目的で脚色化され別ものになって

8) 陪審への説示は、事実を間違えたことではなく原告の同意を得なかったことだけに触れていると推察して、「無思慮で理不尽な原告の人権無視」があったと判断する必要性について触れた説示の影響力を、多数派は回避しようとしている。この推察を裏付ける根拠も無いことのみならず、説示のこの部分を、事実の間違いを議論した直後に置いたことも、この逆も正しいことを示唆している。

しまったか否かを判断するのは、あなた達である。……」(強調付加)。

陪審はまた次のように説示を受けた。

「原告らに評決が下される前に……、あなた達は、記事中の原告についての記述が、ニュースと比べて、**作り話**または報道価値のあるものになっているか否かを判断しなければならぬ」(強調付加)。

あらゆる点において、このことが、破棄を専断的で不当なものとするについて、法廷意見が「故意または無思慮による間違い」に固執するのと極めて近いと思うのである。もし被告が真実を改竄または改変し、この結果公表された記事が脚色化されたものであったならば、私の判断では、これは、故意または無思慮による誤りであった。「改竄」とか「改変」とは、積極的な行為を意味し、過失と不注意による出来事ではない。普通の知力ならば「脚色化」と「作り話」は、事実に対して、単に子細のみならず広範囲にわたる影響をもたらしながら、事実から意図的に離れるような、事実と現実からの逸脱を意味する⁹⁾。英語という言葉は、陪審への説示と当法廷の定式と

に違いがあるのではという誤解に陥るといふ重大な結果をもたらすほど、難解なものではない。修正1条は、個人の不正のみならず他人の権利を顧みず勝手に振る舞うという無思慮と不注意な軽率さを助長することとなるような真の効果といった、この種の荒療治を認めまた必要とするような微妙な健康状態にあるのではない。

裁判所は、報道機関を抑制したり検閲する、公的行為、私的行為のいずれも認めてはならず、また認めてはならない。しかし、この責任の一部は、普通の市民に、報道機関は法の届かないところにいるのではないことを保証するという手続とその意義を守るものであり、報道機関の持つ特殊かつ重要な役割故に与えられた特権は、報道機関の役割が果たされることの必要性と同等に捉えられているのである。当法廷が、率直にまたは遠回しに、ニュースとしての必要性を遙かに超えた領域で、公人や公の出来事、公的問題の議論などについてのコメントといった報道を完全に免責することは、出版報道の自由には全く役立っておらず、一般大衆が持つ出版報道の自由に対する敵意を招くだけのことである。本件の

9) この裁判所の説示とニューヨーク州の判例がこの定義を強調している。最も重要な最近の判決は、*Spahn v. Messner, Inc.*, 18 N.Y. 2d 324, 221 N.E. 2d 543 (1966)である。*Spahn*判決で、ニューヨーク州高位裁判所は次のように意見を述べている。

「事実ではない記述のあることが必然的に、本を物語りという分野へ分類してしまうけれども、**作品全体に亘る歪曲、不正確さ、作り上げた対話、状況から起きたことを物語ることは、どんなに良く解しても、出版報道業界に課せられた責任を軽率にも無視していること、そして本件の状況においては、個人の生活を詮索するという公的に制限された特権の濫用があったことを、明白に示している。**」43 Misc. 2d 219, 230, 250 N.Y.S. 2d 529, 541 (1964)。 (強調付加)。

ニューヨーク州裁判所上訴部(プライテル判事による)は、問題となっている本が、「明らかに、若者の読者層に合うように脚色化され」また出版社は「本の概要におけるのを除いて、原告の生活に関する事実に関してという努力も意図も無かった。」として判決支持。州裁判所上訴部は、ヒル判決も含めて、これまでのニューヨーク州の判例を調べ、

「故意により脚色化した取り扱い及び全く事実には則した取り扱い(不注意のまたは軽薄な不正確さに左右される)……との間の区別」同判決220頁, 260 N.Y.S. 2d, 454頁、に全ての先例は基づいていると帰結している。

ような種類の暴行で、修正1条で特に保護される重要部分からはずれた暴行により傷ついた私人に、無思慮に行なわれた権利侵害に対して填補賠償を認めることを、当法廷は、州法に基づき、拒絶することはできないし、またすべきではない。

このように、私は原判決を維持したのである。

翻訳にあたって

本翻訳は、アメリカ合州国最高裁判所の判例、Time, Inc. v. Hill, 385 U.S. 374 (1967) を邦語訳したものである。

アメリカ法を学ぶときに読むこととなる著名な判決文を邦語訳するというプロジェクトの一環として、判例の邦語訳を公表するものである。こうした判例を邦語訳する意味は以下にある。

アメリカ法を学ぶ者にとって判例を読むことは必要不可欠な法情報であり、これを読まずしてアメリカ法は理解できない。そこで、アメリカ法を学ぶならば当然のこととして判例を原語である英語で読むことが要求される。この場合、アメリカ法を学び始めた学生などにとっては、判例全文を原語で読むことには多大な労力と時間を要し、短時間に膨大な量の英文を読みこなすことが要求されるため、要約された判例教材などを利用して、判例を読んだこととして学習を終えてしまう傾向が強いのではなかろうか。しかし、アメリカ法における判例のいくつかの全文を読みこなしてみると、中には学習教材の要約からでは拾いつくせない様々なニュアンスを含んでいるものがある。たとえば、裁判官が事件に対

してどのような姿勢で取り組んでいるかとか、問題解決への意気込みとか被害者救済への思い入れ、事件の社会的影響をどのように考えているか等である。アメリカの判例は、日本のそれとは異なり、言語として文体、表現においても優れたものがあり、読んでいて感動をもたらすものもある。これらは、より多くの人々にぜひ読んでいただきたいものであると考えている。

私の稚拙な邦語訳が判例の持っている潜在的な魅力を半減させるのではという危機感を抱きながらも、このような邦語訳を公表させていただくのは、より多くの方から間違いを指摘していただき修正し、より分かりやすく正確な訳文とし、これからアメリカ法を学ぶ人たちへのわかりやすい教材となればとの考えに基づくものである。

この邦語訳プロジェクトは、同時にインターネット上でも公開し (<http://cals2.sozo2.ac.jp/cals/project/PN0900.html>) 多くの人の目にとまるように心がけている。誤訳、日本語表現などについて忌憚無きご意見をたまわり (E-mail:hirofumi@sozo.ac.jp)、徐々に訳文の質を向上させていきたいと考えている次第である。

参考文献

- 西川理恵子「Time, Inc. v. Hill 民事上のプライバシーの権利侵害」ジュリスト英米判例百選 [第三版] 192頁 (1996年)
- Findlaw, (visited Jan 17, 2003) <<http://caselaw.lp.findlaw.com/scripts/getcase.pl?navby=case&court=us&vol=385&page=374>>
- Boston College, Freedom of Speech in the United States (visited Jan 17, 2003) <http://www.bc.edu/bc_org/avp/cas/comm/free_speech/time.html>
- USSC+U.S. Supreme Court Database (visited Jan 17,2003) <<http://www.uscplus.com/online/index.asp?case=3850374>>
- Life Magazine Home (visited Jan 17, 2003) <<http://www.life.com/Life/covers/1955/cv021455.html>>
- 映画「必死の逃亡者」(1955/米), 原題 “The Desperate Hours” (visited Jan 17, 2003) <<http://cinema.media.iis.u-tokyo.ac.jp/movie.cgi?mid=2132>>